

第百八回国会 社会労働委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和六十一年十二月二十九日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 堀内 光雄君	理事 戸井田三郎君
理事 堀内 光雄君	理事 丹羽 雄哉君
理事 長野 祐也君	理事 池端 清一君
理事 浜田卓二郎君	理事 田中 慶秋君
理事 沼川 洋一君	理事 伊吹 文明君
理事 栗屋 敏信君	理事 大野 明君
理事 小沢 辰男君	理事 片岡 武司君
理事 功統君	理事 古賀 誠君
理事 木村 義雄君	理事 自見庄三郎君
理事 佐藤 静雄君	理事 戸沢 政方君
理事 高橋 一郎君	理事 野呂 昭彦君
理事 中山 成彬君	理事 三原 朝彦君
理事 藤本 孝雄君	理事 持永 和見君
理事 箕輪 登君	理事 田邊 誠君
理事 河野 正君	理事 永井 孝信君
理事 中沢 健次君	理事 村山 富市君
理事 広瀬 秀吉君	理事 大橋 敏雄君
理事 新井 彬之君	理事 平石磨作太郎君
理事 平石磨作太郎君	理事 塚田 延充君
理事 塚田 延充君	理事 田中美智子君
理事 田中美智子君	

昭和六十二年三月二十五日(水曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長 堀内 光雄君	理事 戸井田三郎君
理事 堀内 光雄君	理事 丹羽 雄哉君
理事 長野 祐也君	理事 池端 清一君
理事 浜田卓二郎君	理事 田中 慶秋君
理事 沼川 洋一君	理事 伊吹 文明君
理事 栗屋 敏信君	理事 大野 明君
理事 小沢 辰男君	理事 片岡 武司君
理事 功統君	理事 古賀 誠君
理事 木村 義雄君	理事 自見庄三郎君
理事 佐藤 静雄君	理事 戸沢 政方君
理事 高橋 一郎君	理事 野呂 昭彦君
理事 中山 成彬君	理事 三原 朝彦君
理事 藤本 孝雄君	理事 持永 和見君
理事 箕輪 登君	理事 田邊 誠君
理事 河野 正君	理事 永井 孝信君
理事 中沢 健次君	理事 村山 富市君
理事 広瀬 秀吉君	理事 大橋 敏雄君
理事 新井 彬之君	理事 平石磨作太郎君
理事 平石磨作太郎君	理事 塚田 延充君
理事 塚田 延充君	理事 田中美智子君
理事 田中美智子君	

第一類第七号

社会労働委員会議録第一号 昭和六十二年三月二十五日

片岡 武司君	木村 義雄君
堀内 光雄君	古賀 誠君
自見庄三郎君	鈴木 恒夫君
高橋 一郎君	戸沢 政方君
中山 成彬君	藤本 孝雄君
三原 朝彦君	村上誠一郎君
持永 和見君	中沢 健次君
永井 孝信君	広瀬 秀吉君
村山 富市君	新井 彬之君
大橋 敏雄君	平石磨作太郎君
森田 景一君	塚田 延充君
浦井 洋君	田中美智子君
出席國務大臣	
労働 大臣 平井 卓志君	
出席政府委員	
労働大臣官房長 岡部 晃三君	
労働省労政局長 小粥 義朗君	
労働省職業安定局長 白井 晋太郎君	
委員外の出席者	
経済企画庁調整局長 黒川 雄爾君	
産業経済調整局長 中島 義雄君	
大蔵省主計局主計官 廣瀬 勝貞君	
通商産業省産業政策局長 大塚 和彦君	
中小企業庁計画課長 黒河内久美君	
労働大臣官房審議官 清水 傳雄君	
労働大臣官房政策調査部長 廣見 和夫君	
労働省職業安定局長 石川 正暉君	
社会労働委員会調査室長	

委員の異動

二月十九日

辞任	補欠選任
浦井 洋君	金子 満広君
同日	浦井 洋君
辞任	補欠選任
金子 満広君	浦井 洋君
三月六日	浦井 洋君
辞任	補欠選任
伊吹 文明君	相沢 英之君
武司君	宇野 宗佑君
古賀 誠君	越智 通雄君
高橋 一郎君	海部 俊樹君
戸沢 政方君	松野 幸泰君
中山 成彬君	武藤 嘉文君
野呂 昭彦君	小坂徳三郎君
箕輪 登君	山下 元利君
同日	補欠選任
相沢 英之君	伊吹 文明君
宇野 宗佑君	片岡 武司君
越智 通雄君	古賀 誠君
海部 俊樹君	高橋 一郎君
松野 幸泰君	野呂 昭彦君
武藤 嘉文君	戸沢 政方君
山下 元利君	中山 成彬君
同日	補欠選任
伊吹 文明君	鈴木 恒夫君
武司君	大石 正光君
古賀 誠君	村上誠一郎君
高橋 一郎君	熊川 次男君
野呂 昭彦君	森田 景一君
戸沢 政方君	
中山 成彬君	
箕輪 登君	
同日	補欠選任
伊吹 文明君	佐藤 静雄君
武司君	三原 朝彦君
古賀 誠君	
高橋 一郎君	
野呂 昭彦君	
戸沢 政方君	
中山 成彬君	
箕輪 登君	

昭和六十一年十二月二十九日	鈴木 恒夫君	伊吹 文明君
北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案(戸井田三郎君外四名提出、第百七回国会衆議院第七号)	村上誠一郎君	野呂 昭彦君
国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、第百七回国会衆議院第一号)	森田 景一君	吉井 光照君
昭和六十一年二月十二日		
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)		
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一七号)		
同年十三日		
年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案(内閣提出第三三三三号)		
同年十六日		
医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)		
同年十七日		
児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)		
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)		
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七七号)		
三月十七日		
地域雇用開発等促進法案(内閣提出第九号)		
同年十九日		
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(内閣提出第六八八号)(予)		
二月二十日		

同外一件(新井彬之君紹介)(第五四六号)
同(日井日出男君紹介)(第五四七号)
同(貝沼次郎君紹介)(第五四八号)
同(片岡武司君紹介)(第五四九号)
同(坂口力君紹介)(第五五〇号)
同(田中直紀君紹介)(第五五一号)
同(中島衛君紹介)(第五五二号)
同(中村茂君紹介)(第五五三号)
同(浜田卓一郎君紹介)(第五五四号)
同(平泉渉君紹介)(第五五五号)
同(堀之内久男君紹介)(第五五六号)
同(村田敬次郎君紹介)(第五五七号)
同(森田景一君紹介)(第五五八号)
同(森本晃司君紹介)(第五五九号)
同外一件(吉井光昭君紹介)(第五六〇号)
国立大蔵病院の整備拡充に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第三八一号)
難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願外一件(広瀬秀吉君紹介)(第四〇九号)
同(川俣健二郎君紹介)(第四七〇号)
同(小林恒人君紹介)(第四七一号)
同(田中美智子君紹介)(第四七二号)
同外一件(塚田延充君紹介)(第四七三号)
同外一件(児玉健次君紹介)(第五六一号)
同(中沢健次君紹介)(第五六二号)
同(沼川洋一君紹介)(第五六三号)
同(藤原房雄君紹介)(第五六四号)
同外六件(吉井光昭君紹介)(第五六五号)
国立王子病院の統廃合反対等に関する請願(中島武敏君紹介)(第四六七号)
身体障害者希望の町設置に関する請願(有島重武君紹介)(第五三五号)
同(遠藤和良君紹介)(第五三六号)
同(近江己記夫君紹介)(第五三七号)
同(玉城栄一君紹介)(第五三八号)
同(春田重昭君紹介)(第五三九号)
同(飯仲義彦君紹介)(第五四〇号)
同(吉浦忠治君紹介)(第五四一号)
保育制度の維持、充実に関する請願(有島重武

君紹介)(第五四二号)
保育所制度の充実に関する請願(金子原二郎君紹介)(第五四三号)
同(浜田卓一郎君紹介)(第五四四号)
子供・青少年等をたばこの害から守るための対策に関する請願(村上弘君紹介)(第五四五号)
同月十日
国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対に関する請願(沼川洋一君紹介)(第五八八号)
福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(山口鶴男君紹介)(第五八九号)
同(中野雅弘君紹介)(第五九〇号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(衛藤征士郎君紹介)(第五九一号)
同(小沢辰男君紹介)(第五九二号)
同(小澤正義君紹介)(第五九三号)
同(佐藤静雄君紹介)(第五九四号)
同(塩崎潤君紹介)(第五九五号)
同(田村良平君紹介)(第五九六号)
同(中山太郎君紹介)(第五九七号)
同(三塚博君紹介)(第五九八号)
同(山下八洲夫君紹介)(第五九九号)
同(大野明君紹介)(第六〇〇号)
同(村山富市君紹介)(第六〇一号)
同(安田修三君紹介)(第六〇二号)
同(熊谷弘君紹介)(第六〇三号)
同外一件(左近正男君紹介)(第六〇四号)
同(川崎寛治君紹介)(第六〇五号)
同(武田一夫君紹介)(第六〇六号)
同(山村新治郎君紹介)(第六〇七号)
難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第五九九号)
同(村山富市君紹介)(第六一〇号)
同外一件(池端清一君紹介)(第六一七号)
同(河野正君紹介)(第六一八号)
同外一件(佐藤雄雄君紹介)(第六一九号)
保育制度の維持、充実に関する請願(虎島和夫君紹介)(第六〇七号)

同(渡辺栄一君紹介)(第六〇八号)
同(新井得敬君紹介)(第六〇九号)
保育所制度の充実に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第六一〇号)
同(相沢英之君紹介)(第六一七号)
国立腎センター設立に関する請願(日井日出男君紹介)(第六五一号)
同(友納武人君紹介)(第六五二号)
同月十三日
予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(高沢寅男君紹介)(第六二〇号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(愛知和男君紹介)(第六二二号)
同(安田修三君紹介)(第六二三号)
同外一件(浦井洋君紹介)(第六二四号)
同(田中慶秋君紹介)(第六二五号)
同外一件(田中美智子君紹介)(第六二六号)
同外一件(寺前最君紹介)(第六二七号)
難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願外一件(新井彬之君紹介)(第六二三号)
同(安井吉典君紹介)(第六二七号)
国立王子病院の統廃合反対等に関する請願外九件(中村嚴君紹介)(第六二四号)
国立王子病院の経営移譲反対等に関する請願外一件(戸田菊雄君紹介)(第六二七号)
看護専門学校校寮における電気製品の使用規制緩和等に関する請願(村山富市君紹介)(第六二七二号)
同月十九日
福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(井上普方君紹介)(第六二二二号)
同(加藤万吉君紹介)(第六二三二号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第六二四二号)
同(井上一成君紹介)(第六二五二号)
同(川俣健二郎君紹介)(第六二七二号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第六二四二号)
同(柴田睦夫君紹介)(第六二五二号)
同(田中美智子君紹介)(第六二六二号)

同(中山成彬君紹介)(第六二七二号)
同外一件(日笠勝之君紹介)(第六二八二号)
同(山原健二郎君紹介)(第六二九二号)
同(鹿野道彦君紹介)(第六三〇二号)
難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第六三三二号)
同外三件(永井孝信君紹介)(第六三三二号)
予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(吉原米治君紹介)(第六三五二号)
同(田中慶秋君紹介)(第六三六二号)
同(上田卓三君紹介)(第六三七二号)
国立腎センター設立に関する請願(山本幸雄君紹介)(第六三〇二号)
同(串原義直君紹介)(第六三八二号)
看護専門学校校寮における電気製品の使用規制緩和等に関する請願(菅直人君紹介)(第六四〇四号)
同月二十三日
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(鳥居一雄君紹介)(第六一〇八号)
同(米沢隆君紹介)(第六二七一号)
国立腎センター設立に関する請願(砂田重民君紹介)(第六二二〇九号)
予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(坂口力君紹介)(第六二二〇号)
ハイヤー・タクシー労働者の労働時間の改善等に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第六二二五五号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第六二二五五号)
同(工藤晃君紹介)(第六二二五七号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第六二二五八号)
同(柴田睦夫君紹介)(第六二二五九号)
同(中野雅弘君紹介)(第六二二六〇号)
同(中島武敏君紹介)(第六二二六一号)
同(不破哲三君紹介)(第六二二六二号)
同(松本善明君紹介)(第六二二六三三号)
同(村上弘君紹介)(第六二二六四四号)
カイロプラクティック等の医療類似行為に関する請願(鴻池祥英君紹介)(第六二二六五五号)
同(砂田重民君紹介)(第六二二六六六号)

同(戸井田三郎君紹介)(第二一六七号)
同(松本十郎君紹介)(第二一八一号)
保育制度の維持、充実に関する諸願(金子満広君紹介)(第二一六八号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第二一六九号)
福祉の国庫負担金削減反対等に関する諸願(池端清一君紹介)(第二一七〇号)
は本委員会に付託された。

三月十一日

国民健康保険制度等の改善に関する陳情書外二十四件(沖縄県島尻郡南風原町字兼城六八六南風原町議会内大城誠守外二十四名)(第一七号)
国立明石病院岩屋分院の経営移譲計画中止等に関する陳情書外三件(兵庫県三原郡緑町広田田一〇六四緑町議会内片山信外三名)(第一八号)

障害者対策に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内河村五良)(第一九号)
地域健康福祉システムの開発に関する陳情書外一件(静岡県追手町九の六静岡県議会内山崎勝二外十名)(第二〇号)
痴呆性老人対策の充実強化に関する陳情書(静岡市追手町九の六静岡県議会内山崎勝二外九名)(第二一号)

母子保健法改正に関する陳情書外二件(若手県二戸市福岡字川又四七二戸市議会内阿部敏四郎外二名)(第二二号)
保育所制度の充実に関する陳情書(東京都千代田区永田町二の二の四水岡薫外三千六百六十九名)(第二三号)

児童保育の制度化に関する陳情書外二件(東京都千代田区丸の内三の五の一東京都議会内若松貞一外十八名)(第二四号)
美容室の着付業務に関する陳情書(滋賀県彦根市高宮町二四〇一西村年子外二万五千五百九十四名)(第二五号)

食品添加物の規制緩和等反対に関する陳情書外一件(鹿児島市山下町一一の一鹿児島市議会内

川路益巳外一名)(第二六号)
カネミ油症被害者救済に関する陳情書(福岡県田川市中央町一の一田川市議会内二場武)(第二七号)

中国残留日本人孤児の援護に関する陳情書外一件(東京都千代田区丸の内三の五の一東京都議会内若松貞一外十七名)(第二八号)
雇用対策の充実強化に関する陳情書外九件(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内松井治之外二十九名)(第二九号)

婦人の就業環境等の向上に関する陳情書(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内松井治之外二十九名)(第二九号)
聴覚障害者の手話通訳の早期制度化に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内河村五良)(第三〇号)

は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
地域雇用開発等促進法案(内閣提出第九号)

○堀内委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

厚生関係の基本施策に関する事項
労働関係の基本施策に関する事項
社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。
つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長に承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○堀内委員長 内閣提出、地域雇用開発等促進法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。
平井労働大臣。

地域雇用開発等促進法案
〔本号末尾に掲載〕

○平井労働大臣 ただいま議題となりました地域雇用開発等促進法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきましては、内外の厳しい経済情勢を反映して、雇用情勢にも厳しいものがあり、特に、地域における雇用の現状を見ますと、経済の低成長のもとで労働力需給の地域間格差が拡大しつつあると同時に、円高の影響を受ける産地、造船、漁業等に関連した特定不況地域、石炭政策の影響を受ける産炭地域やこれらの要因が重なり合う地域など雇用情勢の極めて厳しい地域が見られ、地域の雇用問題が深刻化しております。

このため、雇用開発を中心とした総合的な地域雇用対策を積極的に講じていくことが緊急の課題となっております。
政府としては、このような課題に適切に対処していくため、中央職業安定審議会の建議を踏まえ、地域に係る雇用対策を統合整備し、これら関係労働者の雇用機会の拡大、雇用安定のための施策を一層強力に推進することとし、関係審議会に諮った上、この法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。
第一に、この法律で対象とする地域は、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域の三つの地域としております。

雇用開発促進地域は、求職者が多数居住し、かつ、求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している地域を、特定雇用開発促進地域は、雇用開発促進地域のうち経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪化している地域を、また、緊急雇用安定地域は、経済的事情の著しい変化により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が急速に悪化している地域を指定することとしております。

第二に、地域における雇用開発を効果的に推進するため、国は地域雇用開発指針を策定し、また、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することとしております。

第三に、雇用開発促進地域については、当該地域において事業所を設置し、または整備し、求職者を雇い入れる事業主に対して必要な助成及び援助を行うほか、雇用促進事業団の行う施設設置に関する特別の配慮、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施することとしております。

第四に、特定雇用開発促進地域については、雇用開発促進地域に係る施策のほか、事業所を設置し、または整備して離職者を雇い入れる事業主について特別の措置を講ずるとともに、職業訓練施設に係る資金の貸し付け、失業の予防等のための助成及び援助、事業主に対する雇用の安定のための要請、職業訓練の実施に係る特別の措置、雇用の要請、職業訓練の延長、公共事業への就労促進、広域職業紹介活動の命令等の措置を講ずることとしております。

第五に、緊急雇用安定地域については、失業の予防等のための助成及び援助、雇用保険の失業給付の延長、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施することとしております。

なお、この法律は、本年四月一日から施行することとしております。
以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○堀内委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池端清一君。

○池端委員 我が国の完全失業率は、一月の労働力調査でついに三%に達したわけであり、これは昭和二十八年の調査開始以来最悪の数字でございます。まさに人減らし旋風、円高列島を覆う、こういう極めて深刻な状況に立ち至っているわけでございます。

平井労働大臣は、先般の衆議院予算委員会、高失業時代に入らんとする警鐘と受け取っている、こういうふうに表明をされましたが、このよう雇用失業情勢をどのように認識をされているのか、また今後の見通しについてどのようにお考えになっておられるのか、その点の見解をまず承りたいと思います。

○平井内務大臣 最近の雇用失業情勢は、もう既に御案内のように、生産活動が極めて停滞いたした中で、雇用調整を実施する事業所が増加をいたしました。求人の減少、失業者の増加と大変厳しい状況にあるわけでございます。六十二年、本年一月でございますが、有効求人倍率が〇・六一倍、失業率は一月で初めて三%を記録いたしましたわけでございます。雇用関係の指標もこうした厳しい事態をあらわしておるわけでございます。特に造船、鉄鋼等の不況業種では非常に大量の過剰人員が発生をいたしまして、また出向、配転、一時休業、希望退職の募集等大幅の広い雇用調整が実施されているのが現状でございます。関連地域においてもすべて雇用は深刻化いたしております。今後につきましては、これら不況業種や関連地域を中心にさらに厳しい雇用情勢が続くと考えられるわけであり、

このために、業種、地域の雇用情勢を、やはり

その実態を迅速かつ的確に把握いたしましたして、内需の拡大と適切な経済運営と相まって機動的な雇用対策を推進し、雇用の安定を図らなければならぬ、かように考えております。

○池端委員 先日発表されました野村総合研究所の予測によりますと、ことし半ばにも完全失業者数は二百万人を突破する、六十二年度平均の完全失業者数は二百三万人、失業率は三・三%前後になる、こういう予測を示しているわけでございます。また通産省は去る三月十一日に臨時円高対策本部を開いて、その会議の席上、昭和六十五年度には失業率が四%に達する、失業者数は二百五十万人というまさに驚くべき数字を明らかにしているわけでございます。雇用冬の時代到来、こういう感を一層強くするものでございますが、こういう情勢に対応して、それでは労働省としてはどういう対策を講じようとしているのか、具体的なその対策の内容をお尋ねをしたいと思うのであります。

○平井内務大臣 かつて予算委員会でも御答弁申し上げましたように、実効の上が効果的な雇用対策というのは、これはもう御案内のように、昨今の雇用情勢の中では労働者単独の対応をもっては対応し切れないという前提はございますけれども、私も労働省としてどういう対策をとるかという点になりますと、基本的には総合対策をとって内需を中心とした景気の持続的拡大、これはもうまさしく不可欠でございます。あくまでも総合的な雇用対策の推進が必要であると考えております。

特に、この不況地域と申しますのが、地域とある業種にかなり集約されておりますので、一つには、不況業種における職業転換訓練に対する助成金制度の創設、またこれは民間主導、財団法人でござい、産業雇用安定センターに対する援助を通じて労働力の円滑化、これを図っていきたい。さらに、もう過去やっておりますけれども、雇調金制度の拡充強化、こういうことでできる限り力いっぱい失業の予防を図っていかねばならぬと

考えております。三番目には、地域における雇用開発のための助成金制度の創設と総合的な地域雇用対策を整備していく。こういうことを内容とする三十万人雇用開発プログラムの実施を初めといたしまして、雇用対策について格段の強化を図っていかねばならぬ。特に地域の雇用対策につきましては、やはり従来の枠組みを超えた強力な措置が必要ではなからうか。

そのために、このたび地域雇用開発等促進法案をお願いをいたしておるわけでございます。今後これらをお認めいただいて、これら対策の機動的な推進を速やかにきめ細かく弾力的に行って、雇用の安定に努めなければならぬ、かように考えております。

○池端委員 ただいま大臣からそのような御答弁がございましたけれども、率直に言って、今度の法案を見てみましても、新味に乏しい、そして従来の職安行政の延長にすぎないという感を免れられない、そういう気持ちを持っています。その原因は、ただいま大臣も言われたように、産業構造転換の進展と急激な円高です。きのうも円は一時一ドル百四十八円台に突入した、こういう円高の直撃を今受けているわけでございます。今日の雇用問題というのは、単なる労働行政の枠で考えるのではなくて、産業政策全体の問題として受けとめていかねばならない、取り組んでいかねばならない問題だ、こういうふうに私は考えるので、その点について大臣はどのような認識をお持ちでしょうか。

○平井内務大臣 ただいまの点はまさに委員御指摘のとおりでございます。率直に申し上げれば、昨今の情勢の中での雇用の安定というのは、やはり一番には日本が直撃されております為替のしかるべき安定がまた前提ではないか。その中で一昨年来非常に言われておりますけれども、なかなかめり張りのきいた効果の出ない内需拡大、これはもう基本的にまさに雇用対策のベースでございます。そういう中で経済政策、産業政策一体と

なつた関連施策を総合的にやっていくということではなければ今後の雇用不安の拡大に対処するのはなかなか難しい。特に今後の失業率等の見通しについては、前提の置き方によっていろいろな数字がとれるわけですが、政府の見通しといたしましては、できるだけ限りの施策を効果的に実行することにおいて六十二年年度平均で二・九%程度に何とか失業率を抑えていきたい、こういうことでございます。本法案につきましても、こうした観点から雇用開発に向けた総合的な地域雇用対策を推進しようというものでございまして、引き続き政府が一体となつて雇用の確保に取り組むことが必要である、かように考えております。

○池端委員 重ねて申し上げるようでありますが、今日雇用悪化の原因というのは単なる一過性のものではない。中長期的ないわゆる日本経済の構造転換に根差すものであるということでございます。したがって、単なる対症療法的な対策では、その効果は十分に期待することはできない、私はこのように思うわけでございます。

したがって、何よりも緊急に対処すべきは、現在の経済政策を根本的に転換すること、今日の緊縮財政から積極的な財政政策に転換する、そして今大臣も言われたように、めり張りのきいた内需拡大、これを求めるということなくして今日の雇用不安を解消することはできない、私はこういうふうに考えるわけですが、この積極的な財政政策の転換という観点については、雇用担当大臣の平井さんとしてはどのようにお考えか、ひとつ見解を承りたいと思います。

○平井内務大臣 結果的に一口で申し上げますと、内需拡大策という内需景気の刺激ということ、ただいまの日本経済全般から見ますと、国内的にも国際的にも求められておる非常に重要な政策でございます。ただ、現在の内閣は、これも御案内のように、緊縮財政、財政再建、そして行政改革という旗印のもとに今日まで国政をお預かりしてまいりました。そういう中で、そういう中

う非常に大きい転換点に立つて、そういう内需拡大策にどのようにこたえていけるのか。私はこれはこたえざるを得ないと思うわけでございまして、これは総理も予算委員会等で御答弁ございましたように、やはりやるべきはやらなくちゃいかぬ。まさに緊急避難的な要素であろうと。なかつた、もはや内需の拡大というのは、もう現在の経済運営においては非常に大きいウェートを占めざるを得ないというふうに考えております。その点はもう御指摘のとおりでございます。

ただ、そういう中で、労働省といいたしまして、雇用対策費二兆三千七百億といつかつてない、前年比で一〇%を超える積み増しをお願いいたしております。そういう中で今後さらに総合的な経済対策等を考えますと、私の立場といたしましては、一日も早い予算の成立というものを願ひした上で積極的にこの問題に取り組んでいく。そういういろいろな方法があるとは私考えられませんが。やはり総合的に、従来の発想を超えた大型の公共事業等を中心にして、この内需拡大というのは、御案内のようにいろいろな方法論がございすけれども、実効の上がなる内需策というのは、具体的な案になりますとなかなか出てまいらない。やはりその中で、従来の手法の踏襲ではございまして、相当程度の内容を吟味した上で大型の公共事業というものが下支えという意味も含めて非常に重要な柱になるのではないかと、かように考えております。

○池端委員 私のでんを申し上げて恐縮ではございますけれども、私の地元北海道室蘭は、鉄鋼、造船の企業城下町としてかつては大変いんしんをきわめた町でございました。従来人口十八万人おりましたものが、現在は十三万八千人に落ち込んでいます。こういう状況でございまして、今、町全体が倒産と失業の不安におののいていて、こういうことが実態でございまして。これは単に室蘭のみならず、地域差はございますけれども、日本列島全体を覆っている現状でないかと思ひます。

したがって、この際、例えば公共事業、マイナースピーリング、ゼロスピーリング、こういった概算要求基準枠というふうなものをもう撤廃して、公共事業を積極的に拡大をする、そして特定不況地域には、これを傾斜配分するといったような大胆な思い切った発想を展開していく、そして内需の拡大を図っていく、さらに社会資本の充実を図るといったような経済政策、これなくしてはもう雇用対策は後手後手、後追いの政策に終わってしまふ、私はこう思うのですが、重ねてお尋ねを申し上げます。

○平井国務大臣 これは御指摘のとおりでございます。従来雇用対策というものは若干やもすれば後追ひになっておる。一つの現象が出て、雇用不安、雇用調整が行われてから種々の対策を講じるということでございます。またそのことで雇用問題を解消できる程度の雇用不安でございしたら、私はさして問題とするに足りないと申すわけでございますが、このたびの雇用不安と申しまして、非常に世界的な大きな経済構造不変いしは産業構造の転換を含めた大きな転換期でございすから、よほど中長期的な展望に立つた、腰を据えた対策でないとなかなか失業問題の解消というのには容易でないというふうに考えております。

特に、今御指摘になりました公共事業のシーリング枠の問題でございすけれども、手取り早く申し上げますと、やはりこの厳しい雇用情勢に対処するためには、公共事業の活用等を通じて総量としての雇用需要を確保するというのが非常に効果的には早いわけでございます。早く効果の上がる問題から手をつけてまいるといふことが特に私は重要だと思つております。その問題につきましては、政府・与党雇用対策推進本部というものがございまして、総理も本部長でやられており、私もその席で再三にわたつて今委員御指摘になりましたような公共事業の傾斜配分も含めて、とにかく各関係省庁雇用問題について格段の配慮を願うということとは常々主張してまいつたわけでござい

ます。ただ、このシーリングの問題につきましては、いろいろな立場からのいろいろな御議論があるところでございまして、今後各方面の意見を踏まえ、また先生の御指摘も配慮に入れながら、政府全体としてこれは検討していくべきもの、かように考えております。

○池端委員 ひとつ労働大臣のさらなる御努力をお願い申し上げます。

そこで、法律の身についてお尋ねをします。新法では雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域、緊急雇用安定地域の三種類の地域を考へておられるようですが、これらの地域指定についての考え方をひとつお尋ねをしたいと思います。

また、従来既存のいろいろな地域指定がございす。従来指定された地域の中で今度の新法によつて指定漏れになるような地域はない、私はこのように理解をしておりますが、それでよろしいかどうか。その点もあわせてお答えをいたしたいと思います。

なお、これに関連をいたしまして、附則の第二条の規定の趣旨についてひとつ御説明を願ひたいし、あわせて附則第三条に言う「当分の間」という期間は何の程度の期間を指しているのか。これについてもお答えをいたしたいと思います。

○白井政府委員 お答えいたします。

指定地域の考え方につきましては、先ほど大臣が法案の説明の中で申し上げましたが、具体的に地域全体の問題といたしまして、地域間に格差があるということ、この法律自体は緊急の問題も含んでおりますが、中長期的にわたる恒常的な問題として立案させていただいたものでございす。そういうことで、中長期的に見まして地域開発をしていくということで、雇用開発促進地域といふのは、求職者が多数居住しているにもかかわらず雇用機会が不足している一般地域を指しまして、これを全国で百十から百二十地域程度まづべからず指定してまいりたいというふうに考えている次第でございす。

これらの地域の中で、先ほどからお話に出ております最近の産業構造の変化、それから不況業種からの多数の離職者の発生等特に雇用情勢が厳しい地域、これらの地域を特定雇用開発促進地域というように指定してまいりたい、これを四十地域を超えるぐらいの地域を考へております。

それからもう一つ、緊急雇用安定地域は、これは臨時的なものでございす。いわゆる城下町法等に基づきまして、円高その他で地域の、特に輸出関連の産業が集中している地域がやられてきておられますが、これらの地域につきましては、この城下町法等で中小企業等への融資助成等が行われる中で、その離職者に対する対策を行うということで百三十市町村程度を指定してまいりたいというふうに考へておる次第でございす。

それから、御質問の第二点の既存の特定不況地域等についての今度の法律の場合の問題でございす。これらの地域が現在指定されているというところにつきましては、新たに指定することになるわけではございす。現在までの状況を十分にしんじやくして地域指定をしてまいりたいというところで、現在作業を進めてまいつております。具体的には中央職業安定審議会に諮つて決定いたしました指定基準に照らしまして地域指定を行うということになるわけでございす。

それからさらに、これらの地域——今先生御指摘になった地域につきましては、そういうことで前向きに検討してまいりたいというふうに思つております。

それからもう一つ、地域の中には予算措置で五十七年度から雇用開発推進事業というのを行つていす雇用開発地域がございす。これは新たに各県にそれぞれモデルをつくつてやってきていた地域でございすので、新法でやる場合に必ずしも指定基準に該当しないという場合も発生するかと思ひますが、しかしその場合には、現在既にいろいろな施策を進めている、それからその施策の実行の途上にあるというように考へて、本法施行後、一定の期間に限りまして適用を

暫定的にしていこうというのを考えているわけ
でございます。

それから第三点で、附則第三条の「当分の間」ということにつきましての御質問をいただいておりますが、この条文によります暫定的に広域職業紹介活動命令が発せられる地域、現在の職業安定法の十九条の二で地域指定をして広域職業紹介活動命令を発しているわけでございますが、この条文が改正になりますので、その地域につきましては、当分の間、従来の施策を継続したいということでございます。当分の間、というのはいろいろ考え方がありかと思いますが、何年ということとはちょっと検討の段階でございます。雇用状況が改善し、当該地域において求職者数に比して雇用機会が著しく不足していると認められることが改善するという期間まで一応考えなければならぬのではないかと一応ふうに考えております。

○池端委員 地域の雇用問題、特に北海道、九州において深刻になっていることは御案内のとおりであります。とりわけ北海道におきましては、明治以来北海道経済を支えてきた石炭、水産、農業、林業、鉄鋼、造船、非鉄、そして国鉄などの基幹産業が円高不況やあるいは内庄、外庄、こういうふうなトリプルパンチによって深刻な雇用不安に今陥っているわけでございます。

平井労働大臣は、就任早々北海道に飛びまして、つぶさにその実情を調査してこられたわけでございますが、このような北海道の状況を大臣としてはどのように認識をされ、北海道対策をどのように今後進めていこうとお考えになっているのか、具体的なものをひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○平井労働大臣 ただいまも御答弁申し上げましたように、基本的には急激な為替の切り上げ、この円高の進展によって全国的に雇用失業問題というものが非常に大きく顕在化したわけでございます。ただ、ただいまもやはり円高基調はいささかも変わっておりませんという情勢に立つて判断いたしま

す、さらに今後雇用問題は一層の厳しさを増してくるのではないかと考えております。

御指摘をまつまでもなく、この北海道地区、私も視察に参りましたけれども、委員が今おっしゃられましたように、かつての北海道経済を支えた中心産業部門はもう押しなべて不況業種というところでございます。もう昔日の面影は全くございません。一々私、北洋漁業問題から炭鉱問題、さらには国鉄職員問題等は申し上げませんけれども、日本有数の厳しい地区である。したがって、そういう意味ではやはり効果が上がるような抜本対策が必要である。当然のことながら、先ほど来私が申し上げておりますような総合対策をもつて当たらなければならぬこの問題の解決は容易でないというふうな認識もいたしております。したがって、ただいま御審議をいただいておりますこの地域雇用開発等促進法案も、これも率直に申し上げれば、やはり失業情勢が特に厳しい北海道を念頭に置きまして、地域または業種の問題もいろいろ分析討論をいたしまして、この法案をお願いしておるといふ経過もございします。今後さらに総合経済対策等で公共事業問題等、これは建設大臣また通産大臣等も北海道地区については格段の御理解をいただいておりますので、そういうふうな公共事業等の配分も含めて最大の配慮をいたさなければならぬ、こういうふうにお尋ねをしております。

○池端委員 北海道のことばかりお尋ねをして恐縮ではございますけれども、それだけに今深刻な状況だということをひとつ御理解をいただきたいと思っております。

今大臣が言われたような状況でございますので、今度指定される特定雇用開発促進地域が北海道では非常に多くなるのではないかと、こういうふうにお考えられますが、現在どのような地域が検討されているのか、ひとつ具体的なものがございしたらここでお示し願いたいし、最終的にこれはいつの時点で地域指定がなされるのか。四月一日からこれは施行でございますから、その前だと思

うのでありますが、その日時等についてもあわせてお示し願いたいと思っております。

○白井政府委員 答えたいいたします。

北海道は、今大臣が言われたとおりでございます。現在、現在の特定不況地域におきましても、全国で三十七地域の指定の中で十二地域の指定がなされております。具体的には十二いろいろございしますが、函館の造船、セメント、それから紋別の水産、製材関係、それから小樽の漁業、それから電力、合板関係、それから釧路の漁業、ダンボール関係、それから室蘭の電力、造船関係等々でございます。そういうことで、先ほど先生の御質問にもございしましたように、今回の新しい法律によって指定する場合につきましては、従来の法律によるの継続も図らなければならぬわけでございます。したがって、これらの地域については十分配慮いたしまして、さらに石炭問題その他で滝川とか夕張とかいろいろところで起こってきております。これらにつきましても十分検討させていただきます。基盤の設定によりまして、その基準に合わせいていくわけでございますが、前向きに検討してまいりたいというふうにお考えである次第でございます。

なお、いつごろに指定されるのかということでございますが、本法律を早急に通していただくことになっておりますが、閣議の日程等の関係もございまして、この三月末には指定できるように鋭意作業を進めていこうとございします。

○池端委員 閣議という火曜日ですか三月三十一日というふうな理解をいたします。

次に、先般発表されました鉄鋼大手五社の大幅な合理化計画、これによりまして、約四万人に及ぶ人員削減、関連企業を含めると約八万人、大変な影響を雇用にもたらす内容になっておるわけでございます。関連、下請を含めて、まさに地域の存亡にかかわると言っても言い過ぎではないような状況になっておるわけでございます。したがって、この鉄鋼に強く依存している地域の対策も私は喫緊の課題である、こういうふうにお考えのわ

けでございますが、この鉄鋼等の企業城下町に対する対策についてどのようなお考えをお持ちか。また従来、高炉による製鉄は特定不況業種に指定をされておらなかったわけですが、私はこれは当然今後指定すべきである、こういうふうにお考えですが、この点についてあわせてお答えをいただきたいと思います。

○白井政府委員 答えたいいたします。

鉄鋼業につきましては、今先生御指摘のとおりでございます。現在も大手五社を中心に一時休業を実施しております。さらに中期経営計画のもとで四万人を超える人員削減の方針が出されている状況は、今御指摘いただいたとおりでございます。この問題が、鉄鋼業そのものはもちろんでございますが、この雇用調整によりまして影響を受けてます下請関連企業その他地域に対する影響を非常に懸念いたしているところでございします。

現在、この一時休業その他につきましては、これも御存じのとおり、雇用調整助成金制度の機動的活用によりまして、何とか失業者として外へ出さない形で失業の予防を図っているところでございします。そしてまた鉄鋼業の中では電力等につきましては、既に不況業種としてきめの細かい再就職促進の施策を進めているところでございします。今後とも地域の雇用問題、本法によりまして地域の対策その他をもちまして関係労働者の雇用の安定を図ってまいりたいというふうにお考えしているところでございします。

なお、鉄鋼業、高炉の関係の特定不況業種指定の問題につきましては、労働省としましては、現在関係労使からのお話を聞きしているところでございまして、資料その他を整備しながら、今後指定その他の問題につきまして鋭意検討してまいりたいというふうな思っている次第でございます。

○池端委員 造船の問題でございますが、造船業界も現在深刻な問題を惹起しております。例えば富山の日本海重工では大量の人員削減、合理化が強行されようとしておりますし、また住友重機工

業では六名の従業員に対して指名解雇の通告が出されております。これら六人の方々はいずれも組合の活動家でございます。これは明らかに不当労働行為でございます。さらに労働協約では退職は五十八歳、こういうふうになっているものを五十三歳から五十五歳、こういったまさに働き盛りの労働者を指名解雇する、こういうやり方はまさに労働協約違反あるいは解雇権の乱用以外の何ものでもないと思ふのであります。したがって、二月二十日に神奈川県の地労委は指名解雇留保の勧告を行っております。こういうような違法行為という違法状況が各地に頻発をしているのであります。労働省の鳴り物入りの定年延長も、これでは絵にかいたもちにすぎません。私はこういうような状況に労働省は積極的に対応していくべきである、こう考えますが、造船労働者の雇用問題についてどういふ対策をお考えになっているか、これについてもお答えをいただきたいと思ひます。

○白井政府委員 お答えいたします。

造船問題は非常に深刻な問題でございます。昨年一年間で離職者が既に一万人を超えております。特に暮れから一月にかけて多数の離職者が発生いたしておりますし、今後さらに設備の処理等に伴いまして余剰人員の発生が見込まれている極めて厳しい状況でございます。

不況業種の中にもいろいろございますが、鉄鋼のような一時停休で対処しているもの、それから石炭のように閉山されていく業種とございますが、造船業はその中間と申しますか、離職者が希望退職を募つて発生しているという厳しい状況にあるというふうに理解いたしております。

そういうことで、従来からも雇用調整助成金その他、訓練その他の失業者に対する施策等鋭意進めてまいっているわけでございますが、今回の法案の成立に当たりまして、地域指定その他につきましまして、従来からもそうございましたけれども、造船の関連地域というものは特に考慮を払ってまいらなければならないというふうに考えてい

る次第でございます。

個々のいろいろな希望退職者に対する処置の問題その他がございまして、これらにつきましても、それぞれの都道府県に對しまして、不当労働行為に当たるようなことを発生させないようにそれぞれの指導を行っているところでございまして、それぞれの県におきましては、例えば部長が事業主を呼んで実情を聞いて指導するとか、いろいろな措置をとりながら実施いたしている次第でございます。

○池端委員 ひとつ十分な指導をお願い申し上げたいと思ひます。今局長が言われたように、造船及び関連産業のある地域でいまだに特定不況地域に指定されていないところが幾つかあります。宮城県の石巻、静岡県の下田、清水、焼津、富山県の富山、三重県の伊勢等々、これらの地域がありますので、十分これらの地域についても配慮していただくように、これは強く要望をしておきます。時間がなくなりました。最後に私は職安行政についてひとつお尋ねしたいと思ふのであります。

先般、私は北海道の函館、室蘭の公共職業安定所に参りました。職員の皆さんが大変御苦勞をなさっている姿を目の当たりに見てまいりました。非常に狭い庁舎の中で、ちょうどその日は認定日でありましたので、失業者がたくさん職業安定所を訪れておる中で、非常にわずかなかりの職員の方で大変な仕事に精勵をされている、こういう状況をぶさに見てまいりました。私はこのように今日雇用情勢が厳しいときこそ職員の思い切った増員を含め職業安定行政の充実強化を図るべきではないか。これは臨調行革、いろいろあるでしょうが、それらとは別個にその増員を思い切つてやるということが何よりも今大事である、こういうふうにご感じてまいったわけでありまして、これについて大臣の見解を承つて、まだいろいろ用意しておりましたけれども、時間になりましたので、これで質問を終わりたいと思ひます。

○平井国務大臣 ただいま御指摘の増員問題でございますが、これはもう御案内のように、定員削減が計画的に実施されておまして、非常に状況は厳しいわけでございます。職業安定行政の置かれた現状と申しますか、これを関係方面にも十分理解していただきまして、必要な体制の整備が図られますように引き続き努力をまいりたいと思ひます。

○池端委員 先ほどから申し上げておりますように、行き過ぎた円高の是正、内需の拡大、時間短縮、積極財政の展開、こういった問題に政府全体として取り組む、そのことによって雇用問題の解決を図っていく、これが何よりも喫緊の課題であると思ひますので、労働大臣、ひとつ声を大にして、これらの問題を政府内部で主張をされて雇用対策の万全を期していただきたい、このことを心からお願ひ申し上げます。

○堀内委員長 以上で池端清一君の質疑は終了いたしました。

永井孝信君

○永井委員 初めに、ただいま質問されました池端委員と重複する部分がかなり出てまいります。御了解をいただいておりますかと思ひます。

まず最初に、大臣にお尋ねをいたしますが、今も内需拡大が極めて難しい状況にあるということ、大臣が答弁をされました。時あたかも今春闘の直前でありまして、いつもの年でありまして、春闘問題の集中審議をこの社会労働委員会としては行つてきているわけでありまして、ことはその時間がとれていないわけでありまして、したがって、その関係について深く議論しようとは思ひませんけれども、片方で円高不況のために経済団体は依然として賃金抑制策を打ち出している。そして片方で失業者がどんどんふえていく。これでは内需拡大になるわけはないのであります。加えて今も指摘がされておりましたけれども、雇用対策というものが常に、石油ショックのときもそうでありましたけれども、産業政策の後になつていくことは間違いないわけですね。したがって、関

内でのいろいろな対策を立てられるときに、産業構造調整が進んでいくのに対応しての雇用対策ではなくて、雇用安定というものは雇用の確保というものを前提とした産業構造調整をどうするかという視点にもう一度発想を転換させて、内閣としてもあるいは行政当局といたしまして、労働行政を進めるべきではないかと思ふのであります。この関係について最初に大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○平井国務大臣 やはり雇用確保を前提とした、言いかえれば雇用の実効が上がるということ、前提にした産業調整に導くような雇用調整政策が必要でないかということ、私も原則的にそのように考えておるわけでございます。先ほど来御答弁も申し上げておりますように、やはり大きい世界的な経済の転換期でございますから、小手先のびはう策的な対策では、もう到底対処し得ないという認識に立つて、このたびの法案もお願いいたしておるわけでございます。同時に労働省の一方政策のみをもつて現状の雇用不安をすべて解消できるといふふうには到底考えておりません。やはり今言われましたような内需拡大、経済政策、産業政策、もう政府一体となつての対策をどこまでやりおこなうか。そうしませんが、なかなか実効が上らないわけでございます。そういう意味で、もう御案内と思ひますけれども、雇用対策推進本部というのができまして、全国八ブロックにおいて地元自治体、経済人等々も入れた協議会が逐次開催されております。関東地区、きょう東京でやっておりますけれども、この協議会が最後でございます。いろいろな御意見、主要な点を全部討議いたしまして、関係各省庁にも申し上げる。総理にも御報告を申し上げて、今後の対策について参考とすべき点はすべて吸い上げていくというふうな体制もつておりますし、さらには通産省とも事務次官レベルにおいて常に必要とあれば協議体制をとっていくということで、先ほど来私が特に申し上げて、なおかつ重ねて申し上げたいのは、やはり雇用開発に向けて総合的な地

域対策というものを今お願いをいたしておるわけでございますが、これだけでは到底効果がでない。やはり効果的にやりますには、大変難問でございまして、やはり為替の安定と思ひ切った内需の拡大策というのは、現状ではもう避けて通れない、まさしく政府一体の雇用対策であり、雇用確保でなければならぬというふうに考えております。

○永井委員 そこで、失業率の問題について私からも質問をしてみたいと思うのですが、今も若干の議論がありました。

総務庁が労働力調査というのをやっておるわけですね。これは新聞で発表されたりあるいは政府の施策を立てる場合のいろいろな資料の中にそのことが入ってくるわけですが、これはサンプル方式でやっておるわけですね。全国で大体三万人程度を対象にして無作為で抽出して調査をするという方法をとっているようでありまして、このサンプル方式で出された労働力調査によりまして、五十五年の九月、百九万人で一九・九％という数字でございました。五年後の六十年九月、百五十八万人で二・六％という失業率でございました。これらの経緯から労働省としては少なくとも失業率を二％以内に抑えたいというところをこの委員会でもたびたび歴代の労働大臣が主張されてきているわけでありまして、このサンプル方式なるものが果たして労働行政で雇用対策を立てるための完全な基礎資料になり得るのかどうか、お答えいただけますか。

○清水説明員 お答え申し上げます。総務庁の統計局で実施をされております労働力調査は、御指摘のように標本調査でございます。しかしながら、一定の統計理論のつとまりまして、集計の結果について一定の精度を保つように設計がなされておまして、この調査につきまして特段の問題はないものと考えておるわけでございます。もちろん政策の実施に当たりましては、求人あるいは求職等の労働力需給の状況でございますが、企業におきまして雇用調整の状況でございます。

すとか、そのほかのいろいろな統計指標もあわせて総合勘案いたしまして雇用情勢を判断して行うことにいたしておるわけでございます。労働力調査によりまして失業率も、その資料の一つとして十分に活用をしている、こういうものと理解をいたしておるところでございます。

○永井委員 それではなぜこの失業率の問題について、例えば産業界を指導していく立場の通産省と労働省がこんなに論争してきたのですか。通産省は、米国流で言うところの日本の失業率は発表されている労働力調査の数値の約二倍になると言っている。労働省は、米国式に勘案をしてみても大差はない、こう言う。かなりホットな論争になっておるわけですね。労働省の担当者がわざわざ新聞で「誤解生む失業率の比較」ということで論文まで発表されておる。私はこの中身についてここで細かく論争しようという気持ちはないのであります。

私がなぜ昭和五十五年の九月と六十年の九月を数字で挙げたかと申し上げますと、これは国勢調査の年なんですね。国勢調査で見ますと、五十五年の十月では、総務庁の労働力調査では百九万人の失業率に対して、国勢調査では百四十二万人という数字が出ています。失業率も、総務庁の調査の一・九％と違って、この時点で既に二・四八％という数値が出ています。六十年の国勢調査では、総務庁の百五十八万人、二・六％に対して、二百五十八万人、三・四％という数字が出ています。

国勢調査は、一人人口は何人かということも調べるだけではなくて、衆議院の定数は正の問題もありましたから、その人口の動態が主として大きな問題になってきたわけでありまして、この国勢調査はいろいろな重要な資料を提供しているわけですね。二％以内に抑えようとか、三％を超えようとか、間もなく四％に来るとか言っているけれども、国勢調査で見ると、六十年の十月には既に三％をはるかに超えているわけでしょう。そうすると、労働省の雇用政策は、私は後追い

と言いましたけれども、単なる後追いではなくて、あえて総務庁の労働力調査の数値に頼って雇用調整あるいは雇用確保という政策がどうしてもおろそかになってきたのではないかとこの心配をするわけでありまして、この辺の關係について、この調査の仕方にも通産省と労働省が論争されているように、閣内でも問題があるところであらう。欠陥のある調査と見なければならぬ。もっと的確に国勢調査の結果などを労働行政に反映するようなことを考えることができないのかどうか、この辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○清水説明員 日米の失業率の比較につきまして、かつて五十年代の初めごろいろいろな議論がございまして、その後国際的に見ましても、その双方の違いその他をすべて明らかにし、結果としたしまして差がないものというふうな理解が現在統一になされていくところでございます。

確かに国勢調査と労働力調査の失業率の数値に乖離が見られるわけでございます。双方とも総務庁で調査をされておられるわけでございますけれども、国勢調査は五年に一度全国一斉に人口に関するいろいろな事項を全般的に調査をいたしておるわけでございます。労働力調査の方はまさに就業状況そのものを詳細に把握することを目的といたしまして、長年にわたり毎月継続的に調査をされてきた実績を持つものでございまして、双方の失業率の数値の乖離、開きが見られるところにつきましては、調査票の形式の差でございますとか、あるいは調査員の差でございますとか、あるいは次に続く質問事項等によってどの程度チェックができてきているのかとか、そうしたこと等によって出てきておるものというふうに理解をいたしておるわけでございます。

国勢調査によりまして数値そのものにつきまして、労働力調査によつてとらえ切れていないいろいろな細かい年齢別の状況でございますとか、あるいは都道府県別の状況でございますとか、そうした面につきまして十分に活用がされておるわけ

でございます。何と申しまして、毎月継続的にしきも一定の速報性を確保しつつ政策運営に資する、こういった意味合いにおきまして、労働力調査の結果というのは、先ほど申しましたように、十分に政策実施に当たって活用できる、そういう性格のものと考えておるところでございます。

○永井委員 この問題で時間をかけて論争することとはできませんけれども、この国勢調査がたとえ五年ごとであったとしても、ここに出てくる中身というものをさらに細かく分析をして対応すべきものだと私は思うのです。だから、毎月の労働力調査がむだだと言っているのじゃないのであります。乖離のあるままに、例えば政府が出してきた三十万人雇用創出のプログラム、こういうものを見ましても、そのもとになる失業率の状態がどういう状態なのか、失業率はどこまで今高まっているのかということに、その基礎数値が違ふ、そこに政策上も手抜きが出てくるのではないかとこの心配をするから私は申し上げているわけでありまして、この論争はもうこれ以上時間がありませんからやしませんけれども、労働力調査というものはもとより正確に把握できるようにすることを考えてもらいたい、こういうことを私はお願いを申し上げておきたいと思ひます。

もう一つは、この同じ失業率に關係するのではありませんが、今の産業界で、労働省の調査をされたところによりまして、過剰雇用というものが存在をしております。いわゆる余剰人員といいますが、この過剰雇用が推計で七、八十万人に上るのではないか、こう言っているわけですね。それが失業率に換算をすれば一％に相当する、こう言われているわけでありまして、今回のこの促進法は、新法は私はそれなりに高く評価をするわけでありまして、この法律ができるのを待って、この過剰雇用とされている働く人々が、もしもこの法律ができただために、この法律を適用することから、便乗合理化になっていきはしないかという心配を片方でするわけです。少なくともこれは雇用確保

を前提とした、そういう立場での法律でありますから、もしも政府から助成がもらえるということによって便乗合理化などが出てきたのでは大変だ。この辺については労働省としてどのようにこのことについて行政指導をされようとしているのか、お伺いをいたします。

○白井政府委員 お答えいたします。

過剰雇用の問題につきましては、今先生御指摘のように、労働省の調査によりまして、製造業で二四％の事業所が過剰雇用を抱えているという状況等が出ております。過剰雇用の計算の仕方というのはいろいろ難しい問題もございまして、一定の条件でいろいろな計算がなされておりますが、民間では九十万人とか言われているのもございまして、生おっしゃられましたように、六十万人の過剰雇用があるかというふうに見られるわけでもございす。しかし、この抱えている過剰雇用につきましても、いろいろの施策というものは、先ほどから大臣からも説明がございましたように、雇用調整助成金制度その他を用いまして対応いたしているところでございます。

今回のこの地域立法は、その地域におきまして雇用機会を開発していくこととございまして、失業を外へ出すということではなくて、そこにいる求職者その他の雇用の機会を開発して、そこへ就職させていくこととございまして、そのために過剰雇用を出していくということではないというふうに考えております。特に一般的な雇用開発促進地域におきましては、その地域での求職者を雇っていくということとございまして、ほかの地域から特別に排出してそこへ持つていくというふうなことではないわけでもございまして、この法律の成立によって便乗合理化が行われるというのではないかと考えておりますが、万一そういうことの場合には、そういうものについては行われないうちに行政上も十分注意してまいりたいというふうに思っております。

○永井委員 今まで日本の産業界というのは終身雇用制が定着をしております。そして年功序列

制、労働組合としては企業別労働組合、これが日本的なよき労働関係であり、日本的雇用慣行と言われてきたわけですね。そしてそういう日本の雇用慣行の中で、労働者側には企業から協力が呼びかけられて、日本が経済大国になるための大きな力になってきたことは事実なんです。しかし、今全国的に円高不況の中で起きてきている事態を見ますと、もうそんな終身雇用制なんて関係なく、片方でパート労働者がどんどんふえてきたこともありますけれども、もう人員整理や出向、配置転換などについては問答無用というところが大変ふえてきたわけですね。だから地労委などにかかってくる件数も随分ふえてまいりました。その中で私が心配しておりますのは、労働組合については企業の側の姿勢が大幅に変わってしまっていて、労働組合の活動家などについては不利益な取り扱いをするのが間々見受けられる、そういうことがあつてはならぬので私は申し上げていくわけですね。この円高不況の際には、いわば便乗して——便乗合理化と私は言いましたけれども、便乗して労働運動そのものを抑制する役割をそこで果たしてしまつてはどうにもならぬ、このことを私は大変心配をするわけですね。

そこで私は、大臣にちょっとこの関係についてお聞きしたいと思つておりますが、例えば労働運動の抑制ということ、企業が合理化をする際に希望退職を募る、希望退職だけでは賄い切れないから指名解雇というときに発展していく。その指名解雇に発展をしたときに労働運動への不当な——不当労働行為というのですか、不当な介入が行われていく、こういうことが私は一番問題だと思つております。

そこで、ここでこれも議論をするつもりはないのでありますが、例えば最近の例で言うと、国鉄では余剰人員対策ということで大変な問題を起した。人材活用センターをめぐる提訴されることも随所に起きてきた。そしていよいよ新会社への振り分けや採用に当たつても、御承知のように、特定の組合がだれの目から見ても大変な差別

を受けたことだけは間違いないと思うのです。しかし、その作業をしてきた当局側からすれば、これは勤務成績を勘案して決めたんだ、公平に振り分けを決めた、公平に採用を決めた、こう言っているのではありませんか、私の心配しているようなことから考えて、今振り返つてみると、国鉄もそういうことは本当に公平になされたと思つていらっしゃるかどうか、大臣としての感想を聞かせていただきたいと思います。

○平井国務大臣 ただいま御指摘の点で、労働運動の抑制と申しましようか、そういうことにつながらざるような指名解雇、言うなれば、一口に申し上げて不当労働行為ということになるわけでもございしますが、例えば今御指摘の国鉄なら国鉄の問題でございまして、これは御案内のように、この採用は日本国有鉄道の改革法に基づいて適正に行われたものであると私は承知いたしております。殊さら労働運動の抑制という意図で行われたというふうには私は考えておりませんし、同時にまた、そのような個々の事案というものについては、具体的に承知をいたしております。

○永井委員 大臣、労働行政を預かる最高責任者でありますから、私は余りこの問題から逃げてはしれないわけですね。大臣も政治家なんだから、率直に私は大臣の感じたことをお聞きしたかったわけでありまして。

例えば、北海道で見ますと、不採用者が四千七百六十七名、そのうち労働組合別に見ますと、不採用になった者が国鉄労働組合が三千四百、全労働と言われているところが七百九十三、鉄道産業労働組合が五百五十二、改革協と言われている側はわずかに二十二名しか不採用になっていないのです。それはど特定の組合に加盟をしている者が勤務成績が悪いのでしょうか。そんなことは断じて私はあり得ないと思つております。どんなに言葉をかたつてみたつて、やはり恣意的に労働運動で特定の運動をしてきた者については排除するということ、その根拠にあらうことは間違いないと思つ

のです。私はこれを今もとへ戻せと言つても戻りつけないことは承知しているのです。しかし、私が心配なのは、仮にいい法律をつくつて、この法律はいいんだけれども、この法律を適用してもらうために便乗合理化が始まつていく可能性があらう。しかも、労働省が認めているような、過剰雇用者と言われている六、七十万、何とか企業が雇用だけ守らなければいかぬと精いっぱい努力をしてきたけれども、この法律ができたために、これを適用してもらつて、この際整理をしていただくところが出てこないとも限らない。私はこれを大変心配するのです。そういうときに、国鉄に右へ倣えて恣意的な労働組合に対する不当労働行為があつてはならぬと心配するから、私は大臣に聞いてみたんです。そんなかみしも着たような答弁じゃなくて、率直に一言お答えください。

○平井国務大臣 そういふふうな新しい法律が適用される場合に、やはり労働運動の抑制と申しましようか、そういうことを意図した組合間の差別というものは決してあつてはならぬものでございまして、今後そういう点についても指導監督してまいりたい、かように考えております。

○永井委員 これもう時間がありませんので、また改めての場を求めて大臣と一回話し合いをしてみたいと思つております。

さて、その次に、この法律の身に関連するのではありませんが、昨年の秋に成立しました特定地域中小企業対策臨時措置法というのがありますね、これで四十三地域、百七十五市町村が指定されました。今までのいわゆる特定不況業種に関する救済法で三十二業種が指定されてきているわけですね。今度新たに緊急雇用安定地域がこの法に基づいて指定されていく。かなり広がつてはきたのでありますが、今の産業界の実態を見ますと、この三つの法律を中心にして特別な政府の助成というものが全部網をかぶせることができるだろうか、これを私は私は心配をするわけでありまして。例えば、この「緊急雇用安定地域（一覧）」で見ますと、私の地元のことを言つて恐縮であります

が、兵庫県のかなりの市町村が対象になっているわけですが、ここに挙げられている自治体はほとんどが家内工業的な地場産業なんです。だから、この地場産業で働く労働者が今新たに雇用創出という立場で新しく就職の機会を得るということは極めて困難な状態にあるわけです。伝統的工芸品などを含めて、もう昔からこつこつと家内労働的にやっていた、そういう地場産業が円高の影響をもろに受けているわけです。ところが、片方で既に成立しました昨年の法律によって、大型産業を含めて救済措置がとられている。私の地元にも、新日鉄や神戸製鋼やあるいは川崎重工、いろいろな大産業も存在をしているわけであります。

この三つの法律をどのように適用されていくかというのをいろいろ考えてみましたら、例えばどの法律も適用されない地域に下請、孫請の企業が存在する場合が数多くあるわけですね。例えば鉄鋼関係でいいますと、たくさん下請がありまます。その下にまた孫請がありまます。単に製造業だけじゃないですね。トラックの運送などについて例をとりますと、大企業と専属契約を結んでいる。この大企業と専属契約を結んだところは下請だということで法律の保護の対象になっているわけでありまます。ところがその専属契約の下に十数社のまたもう一つ下請がありまます、その下にさらに孫請が存在して地域でトラック協会がつくられているのです。調べてみると、専属契約を結ぶトラック運送会社は、この法律の保護の対象になっていないのでありますが、下請については全く対象になっていない。いわば一番生活の基盤に脅威を感じている底辺の企業や労働者が結果としてこの法律の網から漏れてしまいうという危険性を持っているわけでありまます。

そう考えていくと、法のもとで平等という立場から考えて、指定地域以外のところについても、やはり法律が保護できるように、助成ができるように、弾力的な運用なども含めて対応することが必要なのではないか、私はこう思いますが、どう

うでございませうか。

○白井政府委員 お答えいたします。

業種関連の法律と、それから地域につきましては、先生おっしゃるようないろいろな法律があつたわけでご覧になって、それを今回はまとめまして、総合的に一つの法律として、中身も充実させていくということで、特に一般的な雇用開発促進地域につきましては、できるだけ広く拾っていくというのを考えているわけでご覧になって、例えば東京とか大阪とかいう場合は別でございませうが、各府県につきましても、できるだけ拾えるようにということで地域の指定についても検討いたしておるということで、従来の施策に比べればさらに広範な対応をし得ると考えております。

それから、今の業種その他の場合の孫請等の問題でございませうが、地域の網にかかってこない場合もそれはあり得ると思ひます。現在のところ、どこまで拾へばいいのか、できるだけ弾力化を図つてきておりますが、なお足りないところもあるかと思ひます。具体的な問題につきましては、さらにいろいろな御意見や資料を検討しながら検討を進めさせていただきますと思ひております。

○永井委員 時間がなくなりましたので、もう最後の質問にしたいと思います。総評が職業安定所を訪れている人々を対象に今全国的に調査をされているのです。その中身を見ますと、個々面接で調べてみると、完全失業者と言われている人たちの圧倒的な数が零細企業の人たちなんです。その人たちは、やはり再就職をする場合はどうしても自分の住んでいるところで再就職をしたいという希望をお持ちなんです。だから、法律で単に助成するだけではなくて、どうやって雇用創出を本当にできるかどうかは私はいくつかの行政の責任として問われてくると思ひます。この辺の関係について、ひとつこの法律が適用できるのうちに、法律はつくったけれども、適用する対象がなかったら適用できないのですから、雇用創出を図るということは、具体的に起きてきて初めて適用されることも随分あるわけですから、そうい

うものを私は特段に御努力願いたいということですね。

もう一つは、法のものとの平等ということをお私に申し上げましたけれども、例えば雇用保険にしても、特定雇用開発促進地域の離職者にかかわる延長給付は九十日になっていまして、緊急雇用安定地域にかかわるものの六十日と三十日の差があるわけですね。緊急雇用安定地域であるところと特定地域であるところと、失業したことには変わりはないわけでありまして、その適用によつて九十日と六十日の差があることは平等ではないと思ひます。やはり生活を守るために、法律がまあよく公平に適用できるように、改革すべきものはさらに改革をしてもいい、このことを要望して終わりたいと思ひますが、最後に一言だけお答えください。

○白井政府委員 お答えいたします。

今回の法律でいろいろな制度をお願いしているわけでご覧にありますが、この制度を活用すれば、特定地域については三年間の賃金助成、それから借入金その他に対する助成が五年間、その他移転費、訓練、制度としては考え得る制度が網羅されていると思ひます。そこでご覧にいたしても、そこへ何を持ってくるか、そこで本当に雇用創出ができるのかということになります。先生御指摘の他と十分検討しながら知恵を出して、そういうものを考えていかなければならないと思ひます。我々はそのような面で行当に当たっては知恵の出し方ということをやつていかなければいけないと思ひております。

それから、今の延長給付の問題でございませうが、これは特に緊急雇用安定地域については、例えば有効求人倍率が急速に低下しているような地域もございまして、その地域でやられているという状況等もございませう。したがって、全体的な雇用保険の受給日数の中でさらに六十日の延長給付をいたしているわけでご覧にいたしても、これはある意味ではかなり厚い保護をしていると思ひ

ているわけでご覧にいたします。それらがもし不況業種から出てくる職業であれば、それらの地域においても九十日の延長ができることになっているわけでも、業種別、地域別に見てみれば、私は今の状態では公平にやっていると思ひていて次第でございませう。

○永井委員 終わります。

○堀内委員長 以上で永井孝信君の質疑は終了いたしました。

平石磨作太郎君。

○平石委員 私もしばらく社会労働委員会を離れておりましたが、今回社労へ帰つてまいりました。しばらく外しておりました、いろいろな面で認識のずれが出るというようなことがございませうが、一応今回の政府提案による地域雇用開発等促進法について御質問を申し上げてまいります。

まず、大臣にお伺いをいたします。

今我が国の経済は大変な状況の中に入つてまいりました。まさに急激な円高の中で日本の経済が大きく衣をえをしなければならぬことに重要な時期にさしかかっているわけでありまます。特に円高に見舞われた企業の経営の不振、さらには輸出関連産業を中心とするところの減益とか、そういうまことに厳しい状況の中で我が国の経済成長率もだんだんと鈍化してまいりました。過日経済企画庁が発表いたしました六十一年度のGNPにつきましても、わずか二・五%台にとどまろうか、こういう予測がなされたわけでありまます。そういう情勢の中で、雇用情勢も次第に悪化をして、あちこちで、閉山による全員の解雇とか、造船、鉄鋼等、構造不況業種を中心に、企業におきましては出向あるいは配転を行い、希望退職者を募る、一時休職といったような合理化計画、さらには雇用調整が進んでおるわけですね。こういった雇用不安が増大しておる中で今回の法案が提案されたわけでありまます。大臣はこういった状況を御認識の上でどのような見解を持っておられるか、一言お伺いをいたします。

○平井国務大臣 御指摘のとおりでございませう、産業構造の転換といい、経済構造の調整とい

い、やはり中核に位置するのは雇用対策ではないか。このところが円滑に有効に働きませんと、産業構造調整と申ししてもなかなか容易でない。御案内のように、引き続いて円高基調でございまして、雇用関係の指標等も非常に先行き不安をあらわしておるということでございします。なかなか私が承知いたしておりました範囲では、構造調整というものが私たちの知識では当然五年、六年はかかるであろうと考えておりましたけれども、例えば昨年の造船からの離職者が一万四百、本年一月に入りまして、一月だけで六千四百、五百。構造調整が地域によって非常にスピード化しているのじゃないかということも考えますと、これは造船だけじゃございせんけれども、特に対策を急がなければならぬ。

今後の問題でございしますが、特に造船、鉄鋼等の不況業種、さらなる合理化が打ち出されておるわけでございまして、御指摘のように、出向、配転、一時休業、さらには希望退職の募集、非常に幅広い雇用調整が各産業界なかんずく輸出関連で行われておるわけでございします。先ほど来委員会で申し上げたように、やはり不況業種ないしはその関連の地域というところに集中いたしておるということでございしますから、このたびの対策の中心をなす、三十万人雇用開発プログラムと申し上げておりますけれども、地域の対策、雇用開発のこの法案、これら情勢を的確に把握した上で、とにかく柔軟に機動力を持って適切な運営と相まって雇用対策を推進してまいらなければならぬ。決して大げさには申し上げませんが、やはり戦後四十年の歴史の中で、今最も対策を誤ってはならぬ経済の非常に大きい転機の中で、雇用問題が日本経済の当面する最大の問題と理解をいたしております。

○平石委員 今考え方を承りましたが、まさにおっしゃるとおりでございします。そこで今回の法の提案になったわけでございしますが、先ほども論議がございましたけれども、総理府における労働力調査、これを見てみましても、いわば重厚長大と

いう従来型の産業が非常に低迷をし、さらにはこれへの雇用吸収ということにはまず見込みがないんじゃないか、こういった感じすら持つわけであります。そういう状況の中で、今後どういう方向に産業を転換するか、そしてそこへどのように雇用を吸収していくか、こういったことがまさに焦点になってこう思うのです。

そういう意味から考えたときに、今回のこの立法、これは非常に緊急的な法案でございしますから、日切れ法案の処理の中で緊急的にこれに対処しておるわけでして、まさにこれへの十分な政府並びに国会の対応というものがこの審議にあらわれておるわけですが、この法律をつくれれば、大体大まかに産業転換あるいはそういったような面への貢献といえますか何といえますか、そういった面をも十分配慮しての立法だと思っておりますが、この重点は何かあるんですか。

○白井政府委員 お答えいたします。

今先生御指摘の産業転換、それに伴います労働力の移動を図っていくかなければならないということが基本にあるわけでございしますが、緊急の円高問題、特定不況業種の問題等に関連いたしまして、今回雇用対策上検討して予算その他でお願い申し上げておりますのは、先ほど大臣が申し上げましたように、三十万人雇用開発プログラムと申し上げておりますけれども、三つの柱を立てまして、一つは職業転換の訓練、これも今までの訓練の弾力化を図りまして、大幅な助成によりまして、企業や専修学校を含めまして委託訓練その他を実施していく。それから従来からございします雇用調整助成金制度の拡充強化によりまして失業の予防。三番目といたしまして、地域開発を柱としました法律をお願い申し上げておるわけでございします。

そういうようなものが相まって転換を進めていくということございまして、地域雇用開発は、全体的に見まして、今回のいろいろな構造不況の問題は、地域に、特に企業城下町がそうでございしますが、そういう地域に影響を及ぼしているということで、地域の雇用開発を図っていくという

ことでございします。そのための制度を、先ほどから申しておりますように、いろいろな制度を設けているわけでございしますけれども、この制度をいかに活用していくかということは、先ほども御議論ございましたように、これを活用するためのいろいろな知恵の出し方というものを十分お互いに進めていかなければならないというふうに思っている次第でございします。

○平石委員 私の質問がちょっとわからなかったかも知れませんが、今大変な企業でいわば企業内の失業者、過剰人員を抱えている。こうなると、この法律によって今の企業に対してカンフル注射していく、そして失業を予防する、こういう形の法律。また一方、雇用創出という面で転換をしなければならぬから、一つの雇用創出という面でも、そういった面にもこの法律の適用がなされていく。いわば二面作戦。前回、中小企業対策臨時措置法ですか、中小企業庁でできました。これで地域指定がなされて、いわばそういう形の通産と労働とが一体となった形において、今の雇用問題の解決、雇用問題の解決はひいては企業の維持、そして新しい分野での企業の事業展開、こういった面が図られていかなければ全きを期することはできないだろう、こういう認識で聞きをしたわけですか。したがって、私はこの法律が、第一歩を見ますと、「失業の予防」もありまして、「雇用開発」というところもありまして、それに重点を置くかということをお聞きしておったわけです。

○白井政府委員 お答えいたします。

質問の趣旨を取り間違えまして、失礼いたしました。

企業が抱えております過剰雇用の問題等につきましては、先ほど申しました、ちょっと説明が不足したかも知れませんが、新たな就職先への転換、それから失業を伴わないで、失業の予防をしたがら他の企業へ移っていくというような問題につきましては、この三十万人雇用開発プログラムの中で、先ほど申しました訓練、それから雇用調金

その他の活用によってこれを進めていくということとでございします。

そして地域の雇用開発ということにつきましては、雇用対策の面から、新たな助成金制度を設けながら、その地域の開発に對しましてインセンティブを持っていくというのが今回お願いしている法律の中身でございします。

したがって、そういう地域につきまして、一つの地域の企業が転換していくという場合には、先ほど先生の御指摘にございしましたが、先ほどの臨時国会で成立いたしました特定地域中小企業対策臨時措置法に基づいて、融資制度その他を活用しながら転換していく。そして失業者に対する対策その他を行うために、この法律の中では緊急の地域としてその地域を指定していくというふうになっているわけでございします。したがって、この対象地域につきましては、十分中小企業庁とも連絡をとりながら従来も指定してまいりましたし、今後指定していく方針でございします。

○平石委員 中小企業庁からもそれぞれ地域指定がなされておるわけでございしますが、ちょっと見てみますと、中小企業庁におきましては四十三地域の百七十五市町村、こういう形になされておるようでございします。それから労働省としましては、今まで既に特定不況地域の指定がなされ、あるいは緊急雇用安定地域の指定がなされておるわけでございしますが、五十八年から六十二年ごろあたりは六十三年ごろにかけての期間指定のようでありまして、これと今度の新法とはどういう関係になるのか、一言お聞きしたいのです。

○白井政府委員 お答えいたします。

今度の新しい法律におきましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、従来の今先生御指摘になりました特定不況地域、それから緊急雇用安定地域というような地域指定もございしましたし、そのほか安定法の十九条の二というので広域の職業紹介の指定地域等もございまして、それらのいろいろな地域の施策を、重複したところとかいろいろあったわけでございまして、これを一

つにまとめまして、今回の法律に入れてきたという
こととさせていただきます。

したがって、今回の法律では地域指定を三つに分けて、一般的な雇用開発促進地域、これを全国で百十から百二十地域指定してまいりたい。その中で、従来特定不況地域として指定されていたような、構造不況業種が集積して失業者が出てくるというような地域につきましては、特定雇用開発促進地域ということで四十を超える地域を指定していく。それから、それでもまだ地域指定の中から漏れてまいります関連では、先ほどおっしゃいました中小企業庁の企業城下町法に対する地域指定、これとの関連で漏れていくところにつきましては、緊急雇用安定地域として指定していくということと、三つの地域指定でこれらをすべて拾っていくというふうな考えている次第でございます。

○平石委員 これは全部を網羅するということもなかなか大変かわかりませんが、先ほどの議論もございましたが、この三つの指定という形で指定によって全部を把握する。あるいは企業におき、あるいは労働者におき、漏れるというふうなことがあつては大変なことになるわけでございます。そこらあたりは中小企業庁の方もそれぞれの考え方によって指定がなされておられると思うのですが、ひとつ中小企業庁の課長さんにその点お伺いをしたいと思います。

○大塚説明員 御説明申し上げます。

ただいま先生が御指摘になりました特定地域中小企業対策臨時措置法、これは去年十二月五日に公布、施行になっておりますけれども、四十三地域、百七十五市町村というのが特定地域として指定されているわけでございます。

それで、ただいまお尋ねの指定の基準でございますけれども、私どもとしては、この法律で、円高などのもとで非常に影響を受けている産業、それに依存する地域、その経済に対して、その経済が悪くならないように、何とかいい状態でいつてほしい、それから当然のことながら雇用の関連も

ぜひ問題が起きないようにしてほしい、こういう趣旨で幾つかの点を総合的に勘案して地域指定をしております。

ちょっと具体的に申しますと、業種の関連では、私どもは、円高等で影響を受けております業種を特定業種というふうと呼んでおります。その業種が、一つはどれぐらいの規模であるか、それからその地域でその業種に依存する割合がどんなものであろうか、そしてその特定業種が、最近出荷の下落などがどれくらい生じておられるのどうか、こういった三点を業種に関してとらえます。

それから四点目は、これは非常に重要な点でございますが、雇用の状況。雇用の悪化が、例えば有効求人倍率あるいは雇用保険の受給者数等で悪い状態になっているかどうか、これを第四点として見まして、そして第五点は、指定の対象となるべき市町村でございますかとあるいはその存在する都道府県などが指定を受ける意思があるかどうか、こういった五点を総合的に勘案いたしまして指定をしているというのが私どもの考え方でございます。

○平石委員 これは私は新聞でちらっと見たのですけれども、労働省と通産省の方で何かこれに関する連絡協議会とかいったようなものをつくつてやっておられるというふうなことをお聞きしたのですが、これの、今言つたようなことでの両省の協調、協力だと思つたわけですが、それはどのような形においてなされておるのですか。一言お伺いしたいと思います。

○白井政府委員 お答えいたします。

通産省と労働省の間では構造調整関連対策協議会というのを設けまして、両省の事務次官がキャップになりまして、関係局長以下出席して、昨年の十一月以来いろいろな施策につきまして両省間の協議を行っているわけでございます。先ほどから御指摘でございますように、非常に急速な円高、その他産業構造の変化を背景といたしまして、厳しい雇用情勢になっているわけでございます。産業を取り扱う通産省、雇用を取り扱う労働省との間

でそれらの施策、お互いの施策を、適切な連携を保つということと意見交換をいたしているところでございます。

そういうところでは、その意見交換をいたすわけでございますが、実際に地域指定その他をするにつきましては、先ほど中小企業庁の方からもお話しございましたが、それらの基準等に照らしながら事務的には常に連絡をとり合つて、具体的な調整を図っているというところでございます。

○平石委員 私、この間ちょっと北海道の方へ調査に行つてきました。それはいわゆる炭鉱へ行つたわけですが、こゝも今の石炭産業の抱えるいろいろな問題で、大変深刻な状況の中で経営がなされておるわけでありまして、過日第八次の政策答申もあつたわけでございますけれども、輸入炭の問題あるいは価格差の問題、こういった中で経営がなされておりましたが、特に労使協調をしまして山を守るということをやつておるようでありまして、いろいろ労働組合の方々の話もお伺いをいたしました。給与においても、非常に抑制をされた、さらにボーナスにおいても、他社と比較したときに五〇％くらいのものでどうにかこうにか守つておる。こういう実情を見たときに、その際もお話ございましたけれども、お先真暗な状況の中で炭鉱の仕事をしておられるが、これが将来閉山ということにでも相なれば大変なことになる。新しい仕事につこうとしてもなかなか大変なことだ、こういうお話を承りました。

したがって、先ほどもちょっと触れましたけれども、新しい仕事に転換をするということになりますと、当然そこには、今言われておりますところの需給のギャップが出てまいるわけでございます。こういった面での需給ギャップをどのように埋めていくかということがこれから大変な問題だろふと思うわけですが、そういった面でのようにお考えなのか、ひとつお伺いをしたいと思います。

○平井国務大臣 労働力需給のミスマッチについての御指摘でございますが、ある程度中長期にわたつて構造の転換が行われていくということになりますと、その点のギャップの問題をどう埋めていくかということは、今後の非常に重要な雇用対策の中での課題でないかと考えております。おっしゃる通りに、この円高等によりまして、造船、鉄鋼、こういったところではさらに業況が悪くなつていく、当然のことながら雇用が減少してまいる。一方また、情報化、サービス化という中、こういったことを背景にサービス業、さらには技術革新関連産業、これらにおいては雇用が増加してまいる。労働力の移動と申しましうか、需給ギャップと申しますか、ミスマッチの解消というものは重要である反面、また非常に難しい問題であらうかというふうに考えております。いずれにしても、今後景気の浮揚を通じて、基本的に雇用の拡大をしながら、教育訓練、出向等を活用し、円滑な産業間、企業間の労働力移動を促進するために力を入れてまいらなければならぬ。

具体的には、不況業種事業主が、専修学校、また企業等に委託をしまして労働者の職業転換のための訓練を行う場合、高率の賃金助成、これは中小企業には五分の四まで見ておりますし、大企業においても四分の三という大変高率の賃金助成でございますが、これを行つて。またこの委託先に訓練費用を支給する特別の助成制度も創設する。さらには財団法人でございまして、産業雇用安定センターに対し運営費の補助。また全国の安定所の情報収集、紹介等をもつて支援を行う。また出向、再就職あっせん、雇入れに関する助成制度の助成率も引き上げる、こういうふうな網羅しておるわけではございますけれども、やはり今後とも就業が多様化し、さらに高度化してまいるというのには必然でございますから、職業訓練、能力開発も含めまして、中長期の展望に立つて、現行制度で足らざるところはさらに補足してまいる、これは非常に力を入れてまいらなければならぬ一つの雇用対策の柱であらうか、かように考えております。

○平石委員 今、新しい需給ギャップ、こういったものにつつましてのいわゆるミスマッチの解消

ということ、言うべくしてなかなか大変なことだと思ふのですが、地域地域においての、地域に密着した産業といったことが非常に大事なことで、東京で第三次産業に吸収力がありますけれども、東京へ来てくれといつてもなかなか事情が許さない、こういったお話も聞いたわけでして、そうなりますと、どうしても先ほども論議がありました、北海道あたりは大変な状況に陥つておる。そうなりますと、やはり地域での雇用開発、あるいは産業もそれに沿うた地域産業といったような面での指導があつてしかるべきだ、こう考えるわけです。そういった面で各段の御努力をお願いしたいと思つておきます。

それから、今大臣のお話にございましたが、新たないわゆる職業訓練、そういった転換の新しい対応といったことでの前の状況をちょっとここで資料で見てもみますと、離職前の訓練といった職業訓練についての実施が非常に少ない。どういふことなのか、わかりませんが、五十九年度におきまして、金額におき、人員においてもわずかに一・五％あるは一・八％、六十年代も同じく一・四、一・四といったように非常に実効が上がつていない、こういうことが資料の中に示されておりますが、こういうことでは新しい職業転換のための、あるいは再雇用訓練といつてもなかなか実効が上らないという実績でございます。これから行おうとするものがこういう形なのかどうなのか、ちょっと心配がございますので、お伺いしておきたいと思つておきます。

○黒河内説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、職業転換のための職業訓練の重要性ということを私も認識いたしておりました。特に昨今の厳しい雇用情勢に対応いたしまして、労働者としては、昨年の十二月以降緊急能力開発対策というものを推進しております。この基本的な考え方は、先生が御指摘なさいましたように、特定不況業種等の労働者に対して離職前にも訓練を積極的に進めようという考えでございます。

まして、既に実施している部分もございます。具体的に申し上げますと、従来の公共職業訓練施設における訓練を行うほか、さらに民間企業あるいは事業主団体さらに専修学校、各種学校等でも、従来あります委託訓練というものをさらに積極的に活用いたしまして、特に民間企業の分野では、今後雇用が拡大することが期待されるような分野、例えばマイクロエレクトロニクス関連でありますとか、あるいは建設関係については既に幾つか訓練を実施いたしております。さらに今後ビルメンテナンステナンスとか外食産業等、さらに雇用の拡大が期待されるようなサービス分野、第三次産業関連の分野にも職権を拡大いたしまして、積極的に訓練を実施していくこととしております。

さらに、六十二年度におきましては、三十万人雇用開発プログラムの中で、特定不況業種の労働者や特定雇用開発促進地域等の離職者を対象とした職権転換訓練の一層の拡充を図ることについてお伺いいたします。その効果が遺憾なく発揮されるように私も懸命に努力いたしたいと思つておる次第でございます。

○平石委員 今そういう新しい先端産業等への訓練、こういうことのお話もございました。その方向をとっていただきたわけでありましたが、資料をいただきました今の訓練状況を見ますと、大体溶接だとか自動車整備、塗装、経理の事務、木工といったような在来型のものがほとんど訓練校で行われておる。そして今答弁にありましたように新しい分野についての訓練につきましては、委託訓練ということになっておるようでありまして、これをやはり労働者自身においてやるべく指導員とか先生の養成、新しい訓練についての必要な指導員を確保するという意味からももっと養成が急務であるとか、こういうふうな感じを持ちましたので、これは御要望申し上げるわけでございます。

それから、指定につきましてちょっと申し上げたいのですが、私の地元でございます高知県の状況も、御多分に漏れず今回の円高の波をもろに受

けておるわけでございます。造船も全部倒産をいたしました。それに下請企業もそのまゝもろに被害を受けているわけでございます。したがって、高知はまさに沈没といったような状況でございます。そしてまた今まで鉄鋼、セメントという企業さんもありましたけれども、神戸製鋼も閉鎖をいたしましたし、過日また東京製鉄も工場閉鎖をいたしました。こういうことで、日ごろ高知の経済というのは非常に低位にはありますけれども、そういう中でさらに今回の状況が生じた。こういうことで地元は大変なことなんです、過日の企業城下町法によりまして企業庁からも指定を受けております。そういうこともございまして、今回の新たな立法に基づく地域指定といったような面でもカバーができるのだからどうかというふうな心配を持っておるわけでございます。この点につきましてひとつお考えをいただければありがたいな、こういうことでお伺いしておるわけでございます。

○自井政府委員 お答えいたします。

今先生御指摘のよう、高知の職安管内の区域は造船、製材等の不況業種が集積いたしております。従来から非常に厳しい状況にあるというところで、特定不況地域として指定して、各般の雇用安定対策を講じてきていますところでございます。お尋ねの本法に基づきます特定雇用開発促進地域の指定につきましては、先ほどから申し上げておりますように、従来からの経緯も十分見て検討してまいりたいと思つておりますが、具体的には中央職業安定審議会に諮った上の指定基準に基づいて現在検討いたしておりますので、その先生の御趣旨を十分勘案しながら努力してまいりたいと思つております。

○平石委員 なお、重ねて労働省の方でも特定不況地域の指定もいただいておりますのでございます。さらに高知市の場合もあるいは安芸市の場合もともに指定を従来いただいておりますのでございしますが、ひとつ十分御考慮いただきたこと、心からお願いをいたしまして、時間が参りましたので、質問を終わらせてもらいます。

で、質問を終わらせてもらいます。

○堀内委員長 以上で平石君の質疑は終了いたしました。

田中慶秋君。 今回提案されております雇用開発等促進法のそれぞれ法案に関連しながら幾つか質問をしてみたいと思つております。

我が国の雇用失業情勢は極めて厳しいものがあります。一月の時点ではもう既に失業率が、先ほどの言われておりますように、戦後最大三％という数字を記録しているわけでありまして、逆にまた、とり方によればこれが四％にもなるだろう、こんな話も出てくるのが昨今であります。

そこで、実は三和総研が予想されております失業率は、もう既に三年後には四・四、五％になるであろう、こんな話が出てくるわけでありまして。労働者としてこの雇用失業情勢の実態をどのように認識しながら、さらに一ドル百五十円台を推移したという過程でまいりますと、これからどのような形になるのか。同時に一ドル百五十円台でそれだけこれからの推移を前提としてまいりますと、輸出関連企業はもう既にこれだけでも六〇％が企業の存続すら危ぶまれるという、こういう一つのレポートが出てくるわけでありまして、これらの問題についてどのように認識をして対処されるのか、冒頭にお伺いしたいと思つておきます。

○平井国務大臣 お答えいたします。 先ほど来委員会でも申し上げておるわけでございますけれども、戦後の歴史上、経済運営の中で最も転機ともいふべき時期に参つておる。特にその中身は、経済構造の調整、産業構造の転換という中で雇用問題が最大の課題となつておるわけでございます。御指摘のとおり雇用関係の指標も非常に悪いわけでございます。ただ、失業率の問題につきましては、前提のとり方、対策に対する考え方等々によりまして非常に幅が広いわけでございますけれども、やはり政府といたしましては、今後今お願いしておる対策等も含めまして、機動的、弾力的に全力を挙げて六十二年度平均で

二・九%に何とか抑えたいというのが政策目標でございませう。

ただ、現状はどうかと申しますと、造船、鉄鋼等の不況業種は、今後さらに合理化計画案も出てまいりましようし、出向、配転、一時休業、希望退職と非常に雇用調整が幅広く行われることはもう恐らく間違いないだろう。当然のことながら関連地域においてもさらに深刻化してまいるというふうな考えはおるわけでございます。やはりこの問題は、内需の喚起という根本的な対策の中でのみ雇用対策は効果を発揮する、私はそのように考えておりまして、一対策のみをもって足りるとは到底考えておらぬわけでございます。今後につきましては、これら不況業種や関連地域を中心に悪くなることを想定いたしまして、特に業種、地域の雇用情勢を常的に確にヒアリング等において把握してまいらなければならぬ。先ほど来申し上げておりますように、やはり経済政策、産業政策、そしてまた雇用対策、すべて一丸となって総合的な対策のもとにこの雇用対策を機動的に推進して、何とかかんと二・九%に抑えなければならぬという使命感を持って私は取り組んでおります。

○田中(慶)委員 大臣の使命感はわかるのですけれども、先ほど申し上げたように、現況は替レイトがもう一ドル百四十八円台に入っているわけですから、そういう中で、先ほど申し上げたように、このまま輸出関連を考えてみますと、三年後には六〇%が企業の存続すら危ないであろうという、具体的にこういうことが発表されているわけですから、これも既に、これは私どもの発表ではなく、政府筋、例えば中小企業庁等の問題についてそういうデータも出ているわけですから、こういう問題を考えますと、今二・九%に努力をしたという努力目標と現実とは違う、こういう点はよく認識をしておいていただきたいと思ひます。

そこで、お伺いしたいのは、実はきょう経企庁がお見えになっていると思ひますけれども、関連して、経企庁はこれらの問題についてどのように

対応されているのか、あるいはまた通産省はこれらに対する産業政策としてどのように考えられているのか、この辺もお伺いしたいし、大蔵省は既に今年度予算を見る限りゼロベースを基本としておりますから、そういう点では内需拡大というものはほど遠いわけでありませう。こういうことを含めて、為替レート、内需拡大、経済成長の見通し等を含めて、それぞれの部署でお答えをいただきたいと思ひます。

○黒川説明員 現在どういふことをやっているかというところでございませうけれども、完全失業率が一月で三%という二十八年以来の高さということになっておりまして、不況業種、不況地域は非常に厳しい状況にあります。それで昨年の十二月に総理大臣を本部長といたしまして政府・与党雇用対策推進本部というものを設置しました。そして一月に地域雇用対策推進協議会というものを設置して、全国の八つのブロックで開催しまして、二月から本日の関東地域の協議会で一応全部終わったわけでございますけれども、地域によりましては、石炭、鉄鋼、非鉄、造船、海運、こういった不況産業の問題をいろいろ抱えておりまして、とにかく雇用関連法案の早期成立、それから景気対策というものに非常に強い要請があったわけでありませう。

それで、政府としましては、去年の九月に総合経済対策ということで大型補正予算を組みまして、内需の拡大を図っていただいておりますけれども、産業、雇用の非常に深刻な現状ということから、地域雇用開発等促進法とか産業構造転換円滑化臨時措置法といったものを日切れ法案扱いということで御審議願ひ、早期成立させるといふことをやっておりますが、このような法案成立を通じて産業構造の高度化とか地域経済のための施策、それから三十万人雇用開発プログラムの実施といった産業、雇用対策を図るわけでございますけれども、そのほかに、本予算の成立を待つて総合経済対策を取りまとして、経済対策を総合的に進めていきたいというふうに考えております。

それで、経済の見通しでございませうけれども、六十二年度は何とか三・五%を実現するように努力していきたいというところは今も変わっておりませう。

○広瀬説明員 私どもも雇用情勢は大変厳しいものがあると考えておりまして、こういう雇用問題への対処に当たりましては、一つは内需主導型の経済成長を図っていくこととあわせて産業の新たな発展分野の開拓とかあるいは地域経済の活性化といったようなものを促進いたしまして、多様な雇用機会を創出していくということが必要であろうと考えております。このために、中小企業につきましては、既に中小企業事業転換法あるいは特定地域中小企業対策法といったようなものを制定させていただきまして、業種別あるいは地域別に疲弊の著しい業種、地域につきまして対策を講じさせていただいているところでございます。また今国会にただいま産業構造転換円滑化臨時措置法というものを提出させていただいておりまして、新しい産業分野の開拓とか地域の活性化のための支援をさせていただくというようにことを考えております。また疲弊の著しい地域に対しまして、公共事業につきまして重点配分をお願いするというようなことで、予算の成立を待ちまして、関係省にお願ひをさせていただくということも考えております。

○中島説明員 雇用対策の重要性あるいは緊要性につきましては、大蔵省といたしましては十分深くこれを認識いたしております。このため、ことしの予算につきましても、三十万人雇用開発プログラムの初めといたしまして、雇用対策にできる限り積極的に対応させていただいたところでございませう。今後とも関係省庁、労働省、通産省あるいは経済企画庁などと十分緊密に連絡をとりながら、雇用対策、景気対策について万全を期してまいりたいと考えております。

○田中(慶)委員 後ほどそれぞれ再度質問をさせていただきますが、今回の雇用問題というのは大変なことでありませうけれども、今それぞれ各省庁

の考え方が述べられましたが、いずれにしてもばらばらなんです、はっきり申し上げて。また後で指摘申し上げたいと思ひます。

そこで、実は私も民主党が昨年の十二月、円高不況の長期化の中で雇用確保の問題を大変深刻に受けとめまして、雇用開発促進法という民主党としての一つの提言をさせていただきました。これらの問題についても、今回の法案には大分盛り込まれておるわけでありませう。例えば失業の防止、離職者対策のみではなくして、具体的な雇用開発の問題に力点を置かれている問題、不況により雇用情勢が著しく悪化した時点で雇用開発地域指定をされている問題、あるいは構造転換法に伴う企業への助成制度の問題など、それぞれ主張されたものに対する理解をいただいたことについては高く敬意を表したいと思ひます。

しかしながら、例えば産業構造の変化に対応しながら雇用対策の一体化を進める上においては、今申し上げたように、はつきりと申し上げて各省庁がばらばらであります。縦割り行政というこのセクショナリズム、今回の法律の中にちゃんとそういうものを超えて具体的な対応がされていまい、こういうところに本気でこの雇用開発等促進法というのに取り組まれているかどうか、私は大変疑問のところが幾つ出てきております。

例えば、通産省は通産省のやり方、あるいは建設省も、さらにはまた経企庁は具体的に将来の見通しを明確に出したならば、これに対する取り組み、あるいはまた大蔵省が財政的な裏づけの問題等々考えたときに、この一連一体化というものが、せっかく法律をつくるのに、こういう問題について何か仏つくって魂入れず、私はこんな形に受け取れないわけでありませう。こういう点で、この連携を十分にとる必要があると思ひます。先ほどは政府・与党雇用対策推進本部を設置して云々、各省庁、これだけだったらもうとつくに昨年の時点から検討されてきているわけですから、具体的にそういうものが何らかの形で、円が先般、一月の時点で百五十円台を割って、その対

応募が迫られ、そして今また同じように百四十八円台に来ている、こういうことを考えたときに、これらの問題が本当に小回りのきくような形でならなければならないわけでありませうけれども、大変残念ながらそういう問題が今回の法案の中にも見られない。こういうことを含めてどのようにお考えになっているのか、これは大臣ですか、ひとつ御答弁をいただきたい。

○平井国務大臣 各省間ばらばらでないかという御指摘でございますが、現状で、先生も御指摘のように、雇用対策推進本部というものが昨年設置されて、総理が本部長になられたわけでございまして、それらを考へてみますと、今後そういう対策本部の中でどれだけ各省間の連携を密にしてい

くかということが私は最も重要なことであらうかと思うわけでございまして。当然のことながら、委員御指摘の趣旨も踏まえまして、同本部においてさらに関係省庁との連携を強化して、地域の雇用対策を推進してまいり、私自身その本部会議においては同会を努めておりますので、そういう点で、労働省として全力を挙げてまいりたい。

いま一つは、雇用対策の裏面になりますペースと申しましょうが、内需の拡大策というのは内外ともに避けて通れない問題でありまして、これら等を有効に行うには、どうしても政府一体でやらなければならぬという認識のもとにやってまいりたいというふうに考へております。

〔委員長退席、長野委員長代理着席〕

○田中(慶)委員 そこで、私どもは産業雇用開発機構、仮称でありますけれども、こんなことを提唱させていただきました。これらについての認識と解釈はいかがでしょうか。

○平井国務大臣 今御指摘の産業雇用開発機構を中央段階に設置するのはどうかということでございますが、当面は政府・与党雇用対策推進本部で最大限の努力をいたしてまいりたい。ただいま御指摘のございました中央に新たな機構を設けるのはどうかということでございますが、ただいまのところはいささか困難であらうか、そういうふう

に考へております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、雇用という問題は国民ひとしく全般にわたる問題でありますから、これらの問題についても、私は与党という形で連絡会議という形だけでは決してよくないと思ひます。そういう点で政府・与党連絡会議、それですべてが解決するのであれば問題はないわけでありませうけれども、雇用というものは、そういう枠を超えた中でもっとも連携を密にすることが必要であらう、こんなふうに考へております。大臣は政府の大臣なんですから、そういうことを含めてちゃんとしてもらいたい、この辺は要請しておきます。

そこで、実は国鉄民営化等に当たって、例えば国鉄の場合においては再就職あっせん等々を含めて政府みずからが閣議決定を行つて行つてゐる。例えば民間の不況企業の中においても、労働者の離職対策等々については責任を持って再就職保障あるいは賃金の問題等々のシステム、やはり同じ国民であるならば、国鉄の今回の雇用問題、再就職問題と同じような形で考へるべきじゃないか。国鉄だからこうだ、民間だからこうだ、これではやはりひとしく国民として憲法に保障されている問題からいへばいささか不公平ではないか、こんなふうに考へますけれども、その辺はどうでしょう。

○平井国務大臣 かつてない雇用情勢が大変厳しい中で、対策を講じていまして、基本的に企業内において雇用の維持を図るための雇用調整助成金の助成率を大幅に引き上げ、さらに教育訓練、出向等を活用した労働力の円滑な産業間、企業間の移動、先ほど来申し上げておるわけでございまして、さらに具体的に、不況業種事業主が他の企業やさらに専修学校等に委託して在職労働者の職業転換のための訓練を行う場合に賃金の高率助成を行う、さらに訓練委託先にも訓練費用を支給する特別の助成制度、さらには出向等に関する情報収集、提供を行う産業雇用安定センターへの活動の援助、さらに出向や不況業種事業主が行う再就職あっせんを通じた雇入れに對する助成内容強

化、これらの新規施策が三十万人雇用開発プログラムに措置済みでございます。いずれにしても、今後御指摘の趣旨を生かす形で雇用の安定が図られますよう以上の諸施策を効果的に弾力的に機動的にきめ細かく最大限の努力を傾注したいと考へております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、これからせっかくこの雇用転換訓練助成制度等々を含めて前向きに検討されておりますので、ぜひこれらの問題についても完全なものにできるだけ努力をしていただきたい。

そこで、お伺いしたいのは、今回の三十万人プログラムの中に雇用転換訓練助成制度というものがつくられて、今具体的なお話も出てゐるわけですが、例へば鉄鋼業のような形のものが今回対象にならない、こういうふうになっておられます。鉄鋼業の雇用の厳しい状態において、これらの問題について対象にならない理由と、これから少なくとも鉄鋼業を特定不況業種に指定する考えが当然あつてしるべきではないか、私はこんなふうに思ひますけれども、この辺はどうなんでしょう。

○平井国務大臣 鉄鋼業におきましては、各企業の人員削減方針が今出されておまして、非常に厳しい雇用状況にあることは承知をいたしております。特に高炉による製鉄業等に関する特定不況業種指定の問題でございますが、関係労使から十分なお話を伺つておるところでございます。このために、労働省としまして、現在関係業界団体、さらに事業所官庁を通じて業界の実情についての把握に努めておる段階でございます。今後関係業界団体等から各種データを取りそろえて、具体的に指定要請が行われた場合には、指定要件に照らして御趣旨の方向で検討いたしますと考へております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、基幹産業と言われているこれらの問題すべてが不況に値するようないかなる形であつても、これらについても御検討をお願いしたいと思います。

〔長野委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、今回の失業率三％等の問題について、雇用調整助成金制度でありますけれども、大臣、この制度をもっと簡単に利用できるような形をとる必要がある、こういうことで実施把握というものがいささ少しリサーチされて、そしてこれらについてはもっと簡素化される必要があるだろう。時間の関係がありますから、これは明確に要望しておきます。もっと簡素化していただきたい。

今回の雇用開発等促進法に制定されております雇用対策、現行の雇用対策法とか特定不況業種雇用安定法あるいは雇用保険法等々、法律そのものが今回四本になるわけですね。そうしますと、雇用対策のこの四本の柱が、法律も複雑に入り組んでいて、逆にこれを利用する場合において大変な混乱が生じやすい。そういう点では法律は統合一元化という方向が一番好ましいと思ひますけれども、これらに對してどのように考へていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

同時に、例へば地域雇用開発会議の設置というものが昨年中中央職業安定審議会の中で建議をされました。しかし、今回の法案の中にはどこにも入っておりません。少なくとも建議された時点で各労働界においては大変評価をしながら下部に通過し、その体制というのに取り組んでいるわけですが、けれども、今回の法案にはこういうものが見られていない、こういう点で、これらに對してどのように対応するのかお伺いしたいと思います。

○平井国務大臣 御質問、二点ございまして、まず御指摘のように、適用される法律が明瞭であることは望ましいこと、これは当然でございます。この雇用対策に関する法律は、率直に申し上げて、それぞれ時代を反映した目的、内容、制定経緯等に異なるところがございまして、おっしゃる通りに、直ちに統合一元化ということとはなかなか容易でない。なお、このたびの地域雇用開発等促進法は、現行の各種法律により講ぜられてゐる地域雇用対策を整理統合してわかりやすくするとともに、その内容を充実したというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

いま一つの問題でございますが、地域雇用開発会議、この会議を法律に盛り込まなかったのはなぜかということでございます。多様な参加者が参加いたしました、この会議の法律上の性格また位置づけ、構成員の選定方法等につき多くの技術上の困難がある。言うなれば、法律事項として盛り込むことに必ずしもなじまないと考えたからであると考えております。ただ、会議の運用につきましては、公共職業安定所、市町村、労使団体等地域関係者を構成員として当該地域の雇用開発について協議を行い、地域の実情に即した雇用機会の拡大につながるよう十分配慮してまいりたいと考えております。

○田中(美)委員 いずれにしても、この法律は、もう少し雇用なら雇用という立場に立つてやらなければいけないと思ひます、今の地域雇用開発会議等々の問題については、せっかく中央審議会等、やった方がいい、法案つくった方がいいと思ひます、運用の面だけではなくとも積極的にやるべきだ、こんなふうに思ひます。

最後に、時間になりましたが、先ほど来内需拡大というのが至上命令である。円高の問題等々含めて内需拡大の問題を考えてみますと、実は先月私どもワシントンに行きアメリカの首脳ともお会いしてまいりました。そのときにはたしかアタクショプログラム、内需拡大、これが円高を解決する問題である。同時にもう一つは、保護貿易法案の問題についても、これはリンクする問題だから、日本としてこれらの問題については積極的に内需拡大に取り組んでほしい、こういう話がございます。同時に、最後にここで言われたのは、今の売上税というものは内需拡大に逆行する、こういうふうな考えられる、こういう指摘もされたわけでありまして、そういう点では国際的に内需拡大なりアタクショプログラムというものは、G5なりG7という形の中で約束事でありまして、政治はやはり原点はお互いに約束事を守ることになっているのだらうと思ひます。そういう点で、この内

需拡大等の問題についても、それぞれの省庁がやはりもつ責任を持って連携をとりながらやらなければいけないと思ひます。特に指摘をされたのは、内需拡大という問題に対して売上税そのものが大変重大な問題である、これに対して大変関心を持っている、これに積極的に取り組まない場合においては、為替レートというものがこれからの大きな――今後日本の円高というものは、将来とも為替レートにおける、百八十円台を我々は主張したわけですが、その百八十円台の主張というものは大変難しいぞ、こういう向こうからの回答があったわけでありまして。

○田中(美)委員 終ります。

○堀内委員 以上で田中慶秋君の質疑は終了いたしました。

田中美智子君。

○田中(美)委員 総務庁が発表しましたことしの一月分の労働力調査によりますと、完全失業者が百八十二万人、昨年一月に比べますと、この一年間で十七万人も失業者がふえているということですが、失業率も三〇と昭和二十八年度の統計開始以来最悪の水準になっているということは御存じだと思ひます。

それから、三月十一日に通産省の臨時円高対策本部が鉄鋼、機械、自動車、繊維など主要十七業種の調査結果を発表しています。これによりますと、現状では第三次産業も労働力人口の伸びを吸収できない。失業者が毎年約二十万人は増加するであろう。昨年から一年間で十七万人でしただけども、これから二十万人ずつは増加するであろう。その結果、三年後の昭和六十五年には失業率

は四〇%を超え、約二百五十万人の失業者数に達するおそれがあるというふうに言っているということは御存じのことだと思ひます。

このように通産省は予測をしているわけですが、労働省は今後の失業率や失業者数をどのように見込んでおられるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○平井国務大臣 今後の失業者の見通しにつきましては、いろいろな分野からの分析、またその数字の御指摘があったわけですが、私どもで正確に申し上げますと、一月の段階で昭和二十八年調査以来初めて三〇という高率に達したわけで、非常に厳しい段階でございます。さらに今後閣議で申し上げたのでございますが、例年三ヶ月期にはやはり失業者の数が増える傾向にある、そういう意味では施策を急がないと、二百万人失業という数字も必ずしも樂觀を許さないというところで申し上げたわけでございます。ただ、ある前提を置いて何年度に四〇、四・何％という想定を数字はそれぞれに一応成り立つ側面も持っておりますけれども、やはりそれに対応する対策をいかにやるかということと当然結果が変わってまいりました、必ずしも私どもはそうように考えておりません、政府見通し、政策目標として二・九％までに抑えるべく全力を挙げたい。

ただ、先ほど来本委員会でも御答弁申し上げておりますように、やはり基本的には為替の安定というところが不可欠、さらには思い切った内需の拡大をもつて基本的なベースになっております景気を浮揚して雇用の需要をふやさなければならぬ。その間に労働省として雇用対策を具体的にどう展開していくかということ、このたびの促進法案をお願いしておるわけでありまして。

○田中(美)委員 予測が、対策をとれば二・九％に抑えられとおっしゃるのかもしれませんが、けれども、こういう新法を出してくるには、やはりどうなるからどうするという想定というのがあっていいと思ひますけれども、先ほどのお話を

聞いておりましたも、はっきり労働省としては言わないというところが私は非常に疑問に思ひます。これ以上追及してもおっしゃらないと思ひますけれども。

失業者がふえていくのではないかとこの心配を非常にしているのです。今為替の安定とか内需拡大というように言う言いましたけれども、この円高はきつのは一ドル百四十八円になっている。これがひょっとすると百二十円になっていくかもしれないというふうな不安も飛んでいるようなときですけれども、失業者が非常にふえてくる原因の大きな一つに、この為替の問題があるということをお聞き願ひたいわけですが、労働大臣としては、この円高の見通しについては、労働大臣としてはどのように見通しを立てておられるのでしょうか。

○平井国務大臣 内需拡大と為替の安定というのは表裏一体の面がございまして、必ずしも為替相場、これは自由経済原則で、多少の介入でもって左右されるものでない、自由市場の中で適正に決まらるものだということが一応表面上の理由ではございまいしょうが、やはり先進国間の協調という面から考えますと、内外ともに非常に必要だと言われておりますこの内需拡大策、これをとることにおいて、やはり為替は安定の方向に向かわねばならぬというふうな考えをしております。ただ、私ども為替の専門家でございませぬが、種々の要因に非常に影響されますので、その先行きを的確に見通すことが大変困難であらうかと思ひます。

いずれにしても、急速な為替の切り上げというのは、当然のことながら雇用情勢にまたさらに重大な影響をもたらすわけでございます。労働省としては、やはり基本的には為替の安定というものに重大な関心を持ち、期待をいたしておるわけでありまして。

○田中(美)委員 今までのお話を聞いておりますと、失業がどれくらいふえるかという一番労働大臣がしっかりしなければならぬところではつき

りとした見通しをおっしゃらないし、また円高に ついても、ただ期待し祈るばかりだというふうな 感じで、労働大臣としてどういう努力をなさるの かということをお聞きしたい。国民はそれを 期待しているのだと思うのですけれども、それに 対してのお答えがありませんので、結局労働省と しては打つ手がない、だからこの法案でもって何 とか打とうということなんだというふうに理解い たしまして、次の質問に移りたいのですが、そう いうようなあいまいな立場でこの法案をつくって も、実際には有効なものにならないのではないかと 私は心配しているわけです。

それで、細かい中のことについて質問したいのですが、今度新しい制度として、雇用機会の拡大のための費用助成金、地域雇用特別奨励金を設けておられます。いわゆる雇用を拡大した事業所に對して五百万から一千万円の奨励金を出すということですね。これをするに よつてどれぐらいの事業所が新設され、また雇用がどれぐらいふえるかということは、ある程度の見通し、多少外れても、ある程度の見通しというのを お持ちだと思ひますけれども、それについてお答えいただきたいと思います。

○白井政府委員　お答えいたします。

この法律の施行によりまして、今先生御指摘の地域雇用開発助成金の創設を図るわけでございますが、これでどれぐらいの雇用開発が図れるかと、いうことは、今後のこの制度の活用いかんによるものというふうに思います。一応積算上は、三十万人雇用開発プログラムの中で、その一環としてこの制度を設けていくわけでございまして、当初雇用開発のための資金助成等につきましては、一応積算の上では三万人近くの増を設けております。

それから、今具体的ににおっしゃいました、事業所に対します設置、整備のための五百万から一千万の特別助成、これが二番目の柱になるわけですが、これにつきましては、その助成の受け入れを図りまして、実際に支給するのは六十三年度になりますので、積算上の人数には上がって

おりません。

○田中(美)委員 労働省は二万人というふうに見ているわけですね、雇用が増ということで。それで事業所の数はどれぐらいになるというふうに考えられていらっしゃるのですか。

○白井政府委員　お答えいたします。

雇用者数ではじきまして、事業所の数は積算上ははじいておりません。

○田中(美)委員 事業所の数が積算されないままに、これだけの金を出してやったら、どれだけの拡大ができるかというところの予測がなしにつくっている。私が今ちょっと十分ぐらいの間に質問している中でも、ほとんどの確な回答がないわけですね。ですから、どういう予測のもとにこの法律をつくったのかということが非常にあいまいだというふうに私は思うのです。この事業所に五人以上拡大していけば、これは五百万から一千万事業所に奨励金を出すんだというのは机上で考えればいいことですね。拡大してくれば国が金を出してやる、これはいいことですけれども、その事業所の数がどれぐらい拡大するかというのわからない。

そうすると、この賃金の助成と、それから事業所に対する奨励金、これで予算は幾ら組んでいきますか。

○白井政府委員　お答えいたします。

賃金の助成の方で六億円組んでおりまして、もう一つの奨励金とおっしゃいましたいわゆる五百萬から一千万のところにつきましては、先ほど申し上げましたように、六十三年度に支給されるといふことで、六十二年度には予算上は計上いたしておりません。

○田中(美)委員　そうしますと、賃金の助成の方は、雇用がふえることによってわずか六億円ということです。非常に小さくしか考えていられないんだというふうに思います。この事業所の推定というものはなされていないということなので、この法律ができたら一体どれだけ雇用が拡大され、さつきから大臣が言われているような内需

拡大ということになっていくのかということ、事業所がどれぐらいいくかということが全く積算されていないということを見ますと、果たしてこれでこういうものをつくっても絵にかいたものになってしまうかというふうに私は心配するわけです。

それで、通産省の認可法人である日本立地センターというのが昨年十一月から十二月にかけて調査をしております。これは新規工場立地計画に関する動向調査というのをやっております。この調査は資本金が五千万円以上の企業三千社について新規工場立地についての企業の動向調査ということで、当然御存じだと思いますが、千十七社が回答しております。その中で新規に工場を立地するものという計画があると答えている企業はわずか百三十三社ですね。百三十三社で全体の一四・七%だということですから、これは昨年は一九%だったわけですから、一四・七%と昨年よりも立地計画というものは非常に減っているわけですね。地域別に見ましても、北海道などではたった一社しかそういう計画はない。沖縄と九州を一緒にしましても、わずか七社だ。パーセントでいけば、〇・六%かか

四・二%か、こういう状態なんですね。こういう状態の中で労働省というのは、やはりどれぐらいに——やつてみなければわからないと言ふのじやなくて、全く机上の空論ではなくて、ある程度現状を見て、それに対して奨励金を出すんだ、こういうふうに考えなければいけないと思うのですけれども、これだったら、せつかく奨励金を出そうとしても、出す企業がないうようなことになつてゐるおそれはないのでしょうか。

○白井政府委員　お答えいたします。

今からこの法律施行の前に既にどここの地域にどれだけの企業が入ってくるということがわかっているならば非常に簡単な問題でございまして、むしろこういう制度が要るのかどうかもわからないと思います。したがって、こういう制度をもってインセンティブとしてそういう新たな企業の誘致、これは誘致だけじゃございませんで、その地

域での企業が増設または整備の拡充を図りまして、そこで雇用増を図るということで、それに対して助成していくということも含んでおるわけでございます。

その支給対象としましては、安定所にあらわれ
ております失業者、求職者が何人雇い入れられた
かというようなことを入れて、それで支給してい
くということでございます、これにつきまして
は、従来予算措置で各県一つずつモデルとしてい
ろいろ今まで検討いたしてまいりました。そうい
うような面からの推計をもつて雇用増の方で検討
いたしたわけでございまして、それで六十二年度
の予算は確かに六億で、小さいようでございます
が、賃金助成につきましても、半年に集計いたし
まして、そこで支給するということございまし
て、六十二年度はその新たに雇用された分の半年
分について支給されるということになります。そ
ういうふうな積算になっておりまして、先ほど先
生御指摘の両方の助成金を合わせますと、平年度
ペースに持っていけば四百億ぐらいになるので
ないかという考えを我々としては持つておりま
す。

○田中(美)委員　日本立地センターの先ほど申しました調査の中で、新規の工場の立地は海外へ立地を希望する企業がふえている。これは一十三社、一三・九%となつて、昨年の三・八%から一挙に一〇・一%もこの調査によればふえているわけですね。こういうのを見ますと、どんな企業が外の方に出ていくということになりますと、言われているようないわゆる産業空洞化の方向に近づいていく。そうなりますと、ますます失業者が出てくるという、もちろん雇用保険の日にちを延ばすということは緊急なこととして大事なことですけれども、三カ月、二月月たった後どうなるのかというふうに考えたら、もう就職できないのだからということでは大変ですし、ますます失業者がこの調査によつてもふえていくのではないかという心配をさせられるわけですね。こういうものにこの法律がどれだけ役に立つのかということを考え

ますと、今わずかな時間に伺ったのでも自信も余りありません。これだけこうなりまうというようにはないようです。結局雇用の拡大とか確保とか職業の安定というのは絵にかいたもちにならないだろうか、そういう心配を私は非常にしているわけです。

それで、時間がありませんので、最後の質問に移りたいと思うのですが、第三セクターに移した場合に、これで企業をやって雇用を拡大する、そういう場合には地域雇用特別奨励金が出るわけですね。

○白井政府委員 もちろん第三セクターでも出ます。

○田中(美)委員 そのときの賃金助成はどうなりますか。

○白井政府委員 先ほど申し上げましたように、安定所紹介によつて雇用者をふやしたということに要件その他が当てはまればもちろん出ます。助成がされます。

○田中(美)委員 その助成はどれだけ出るのですか。三分の一、二分の一、三分の一と出るわけですか。

○白井政府委員 そのとおりでございます。

○田中(美)委員 第三セクターも三年間で、一年目は三分の一、二年目は二分の一、三年目は三分の一という賃金助成が出るということですね。わかりました。

その次に、第三セクターは、企業と地方自治体などが金を出して、それでやるわけですから、こういう場合に地方自治体の出資金に充じた助成金というのは、これは出ますか。

○白井政府委員 お答えいたします。

先ほど先生、第三セクター全部三年とおっしゃいましたが、これを制度として、一年のところで特定地域のところについては三年、こういうことで条件で一年と三年となりますので、訂正させていただきます。

それから、第三セクターに対しては、企業と同じように、この助成金制度すべて出ますの

で、そこでやっていくということで、第三セクターそのものに支給するというところで、市町村に支給するものではございません。第三セクターそのもののへ支給していくわけです。

○田中(美)委員 そうしますと、これはそれらでいただいたのですけれども、六十二年二月というので、衆議院社会労働委員会調査室の「社会労働委員会付託法律案参考資料(その二)」というのがあります。この十三ページの一番下の「こな」で、この下に「第三セクターに特別配慮」と書いてあるのですけれども、今のこの奨励金と賃金助成だけでしたら特別配慮はないわけですね。どういふ特別配慮をしてくださるのですか。

○白井政府委員 お答えいたします。

第三セクターにつきましては、市町村等に助成すること等によりまして支給していくというところと当初は考えたことがございます。しかし、これはいろいろな金の支給の仕方その他からいまして非常に困難な点がありますので、第三セクターそのものに助成した方がいだろう、そういうことで措置をとらしていただけたわけでございます。

それから、今先生お手元にお持ちの資料につきましては、第三セクターについては全部三年で配慮していくというのを賃金に充てて検討したこともございます。しかし、第三セクターそのもののだけをとらえるのは、他の企業との関係もあつて問題があるのではないかと、第三セクターのみというところは外したわけでございますが、第三セクターにつきまして、その地域でのいろいろな計画その他を検討していただくわけでございますが、それが非常に公益的であつて、しかも波及効果が大いという面等を考慮することができれば特別配慮をしていくことを考えようということで、その運用面については現在検討中でございます。

○田中(美)委員 そうすると、「第三セクターに特別配慮」と書いてあるのは、これは撤回した

のではなくて、今後運用の上で特別配慮をする努力をするということですか。そうでないとおかしいじゃないですか、全く同じでは。

○白井政府委員 先生おっしゃる通りに、特別配慮をすることを今検討しておるということでございます。

ただ、その資料はちょっと古い資料でございます。それで、それ以後正式に出してある資料は、その括弧のところは全部消して出してございます。しかし、その思想は残っております。

○田中(美)委員 これはいかに計画がずさんかということ。これは二月ですよ。二月に出してあるのです。新しいこういうものが次にないじゃないですか。新しい紙にこれが抜けておりますけれども、これが古い資料だったら、新しい資料を出さない限りは、これが古い資料だなんてことはおさまらないですよ。二月じゃないですか。今三月ですよ。それでは問題だと私は思うのです。レクチャーのときに持ってきたこれは紙切れでしゅう。それにはこれがとれていくというところは、計画している最中にいかにかぐる変わるっていつていふかということが今の中で明らかになつたといふふうに思ふのです。

ですから、こんなことでは第三セクターに特別配慮をすると言つたって、精神だけ残つておるけれども、気持ちにはあつても、実際には何もしないんだというところは、地方自治体と企業が一緒になつて第三セクターをやるといふ——地域の人はそれを非常に期待しておるのです。小さな企業ではこれはなかなか拡大できないんじゃないかという、それはこちらのおっしゃる言葉を借りれば、やってみなければわからないということもわかりませんけれども、やはり地方自治体もつとんで、責任ある形で雇用を拡大してほしい。それに対しては国が出資金に比例した補助金を出すなり、それから賃金助成にしても、一年のものではなくて三年にしていくとか、そういう特別配慮があるのが当然だと思ひます。

だから、まだ計画が十分じゃないのに、新法でありながら日切れ法案に便乗するような形でちよこちよこという質を落とすところに問題があるのです。それをここでとかく言つても始まりませんけれども、全くこれはけしからぬことだ、私は国民に対してふまじめとさえ感ずるわけですね。

それで、最後にもう一つ質問いたしますけれども、外国に立地するのがどんどんふえていく。これも永遠にふえていくかどうかわかりませんが、これもこれに対して労働省としては研究なり何かやつていられませんか。

○白井政府委員 お答えいたします。

その調査資料のことについては、二月と書いてあるのは、それをつくつたところのあれでございます。まして、うちでは十二月、予算折衝のときにちゃんと変えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

産業空洞化の問題につきましては、これは円高その他に伴ひまして非常に重要な問題だということと、昨年の秋から雇用問題政策会議におきまして、その専門委員会をつくりまして、雇用の面に及ぼす影響につきまして検討を進めていただいております。早急に結果を得まして、それに基づきます雇用面でのいろいろな提言をそこから出していただくというところで現在研究中でございます。

○田中(美)委員 日本労働協会ですか。

○白井政府委員 雇用問題政策会議と申しまして、政務使、それから学識経験者も入つております。

○田中(美)委員 それはいつごろに報告が出る予定でしょうか。

○白井政府委員 去年の秋お願いいたしました、一年以内にはということと今鋭意進めていただいております。いろいろな調査、ヒアリングその他も行つておりますので、一年間くらいはかかると思ひます。

○田中(美)委員 そうすると、その結果が出るのは秋ということですね。

大体わかりましたけれども、計画が絵にかいたもちではないか。実際に賃金の助成をしようと思つても、労働者が雇用されなければその助成もないし、事業所が雇用を拡大しなければ奨励金も出ない、こういう法案ではないかと思ひます。もちろん雇用保険を延ばすということは緊急の問題として当然のことですけれども、これを効果あるようにするということは、やはり雇用を拡大する、そのために事業所の立地などをどんどん進めていくということをやらない限りは、この法律はつくつても絵にかいたもちであるし、雇用がそれによつてふえていけば非常に有効に働くと思うのですけれども、有効に働かせるために、労働大臣、労働省は全力を挙げていただきたいと思ひます。最後に、労働大臣の決意を伺いたいと思ひます。

○平井国務大臣 いろいろ御議論もございましたが、このたびお願いをいたしております地域雇用開発等促進法案を中心として、さらに産業政策等々、政府一体となつて、内需の拡大も含めまして、当面する日本経済の最大の問題は雇用対策であるというふうな認識のもとに全力を挙げてまいりたいと思ひます。

○田中(美)委員 質問を終わります。

○堀内委員長 以上で田中(美)委員の質疑は終了いたしました。

浜田卓二郎君。

○浜田(卓)委員 先ほど来各委員から質疑がありまして、私もほ問題点が尽きしてきかと思ひますので、最後に一点だけ私の見解を申し上げまして、労働大臣の御所見を承りたいと思ひます。

私も、今日の雇用不安の問題は、先ほど来池田理事を初め各委員から御指摘のとおり、一過性のものではなくて日本経済の構造的変化に伴うものであると認識いたしております。今回の地域雇用開発等促進法案の緊急性あるいは必要性というのは、私も当然認めるところでありますけれども、今日の雇用不安全体の問題から考えますと、地域的な対応であるという点、非常に部分的

な対応にとどまっている。あるいはまた先ほど後追ひ的だという表現もございましたけれども、対症療法的な取り組みにとどまっている。そういう意味で、これだけで十分というわけにはいかないと私は思ふわけでありまして、今や日本経済全体の問題としての全体的、総合的な取り組みが必要である。そのために雇用担当大臣として労働大臣が各省庁の先頭に立つてこういう総合的な政策の推進に努めていただくべきであると思ひます。

二点だけ申し上げますと、一つは円高に対する対応であります。きょうの終わりは聞いておりませんが、きょうの東京マーケットではドル売り圧力が非常に高まっているというところであります。官澤大臣がどういふ約束をしたかとか、そういう会議の経過だけの問題ではなくて、まさに今円高に對して何をお互いの国々でしなければならぬか、その点が十分に確認されておらず、また実行されていぬという点を私は大変重要なことだと思ふわけでありまして。特に我が国において緊急の課題として内需拡大が言われているわけでありまして、これはきょう起きてきた問題ではなくて、既に久しく我々が議論をしてきたところであります。なかなか実行に移されていぬと私は残念ながら言わざるを得ないわけでありまして。特に今財政当局、官澤大蔵大臣初め責任者においては真剣に内需拡大の方法について検討いたしております。投資の前倒しの執行を急ぎたい、その上で補正による追加も行つていきたい、さらには六十三年度の予算編成方針について一日も早く拡大策の具体的な打ち出し方というものを考えていきたい、官澤さんの新財政構想というものが先般の演説で披露されておりますけれども、こういったものも具体化を急いでいく必要があると思ひます。そのために必要である早期成立というのほどうしても必要だ。暫定予算でつまみ食いのこいう問題を盛り込んだとしても、それは私の申し

上げていふように、部分的、一時的な対応にしかすぎないわけでありまして、極めて不十分であると言わざるを得ないわけでありまして。その点、雇用担当大臣として、予算の早期成立を初め今日の雇用不安の問題に本格的に政府が取り組む、そういう体制を一日も早くつくり出す努力をもつていただきたいということを申し上げたいわけでありまして。

第二に申し上げたいことは、先ほど来言葉としては出ておりますけれども、産業の空洞化の問題であります。例えば新日鉄が高炉の火を何本か消したということでありまして、実はその分だけ全部生産が落ちていくわけではなく、つまり輸出用の自動車の冷延薄板の一部はアメリカの中堅の鉄鋼メーカーを買収してアメリカで生産をする、そういう情報にも接しているわけでありまして、けれども、なぜこういうことが起こるか、つまり産業の空洞化というものがどうして進行していくかという点をもつと真剣に考えていかなければならぬ。もちろん円高の影響はあります。しかし、それだけではない。やはり税制の問題が大きいという点も私は強調しておきたいわけでありまして。例えば法人税のアメリカに比べれば実質二〇%も高い、また所得税の世界一高い現状という問題もあるわけでありまして、こういう税制改革を含めた産業空洞化の原因というものを徹底的に分析をして、それに効果的に対応していくことができないと私は考えるわけでありまして。

ですから、私は今円高の問題、それから空洞化の問題を申し上げました。私は円高というのは一時的な現象ではなくてまだまだこれからも続いていると考えるを得ない。その場合に我が国の産業をどう持っていくか。ここは産業政策全体の問題として取り組んでいかなければ、雇用の問題というのほ私は解消しないと思ふわけでありまして。以上、二点申し上げたわけでありまして、けれども、雇用担当大臣として労働大臣は各省庁の先頭に立つて総合的な取り組みを一層進めていただきたい

たい、このように要望するものであります。労働大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○平井国務大臣 お答え申し上げます。

内閣を早期に開くために、本予算の一日も早い成立と御指摘の点は全く異論ございません、そのとおりでございます。そのために最大限の努力をいたしてまいりたい。

いま一つ、産業の空洞化問題でございますが、私の理解では、現在九千社近くが海外に出ていってある。ただ、いろいろな業種、規模、出ていった国、また今後の見通し等々、やはり空洞化問題というのは中長期的に判断いたしませんと、今後非常に産業構造の上でも重大な影響があるわけでございますから、そういう点については誤りないような結論、また検討をしなければならぬ。

いずれにいたしましても、御指摘の点につきまして、今後とも関係各大臣とも強力に連携をとつて全力を挙げてやつてまいりたいと思ひます。

○浜田(卓)委員 終わります。

○堀内委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○堀内委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

地域雇用開発等促進法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○堀内委員長 この際、浜田卓二郎君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同五派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。浜田卓二郎。

君。
○浜田(卓)委員 私は、自由民主党、日本社会
党、護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主
連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしまし
て、本動議について御説明申し上げます。
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

地域雇用開発等促進法案に対する附帯決 議(案)

政府は、雇用問題が経済、産業のあり方と密
接不可分の問題であることにかんがみ、内需振
大等、経済、産業政策と一体となった総合的雇
用対策を推進するとともに、本法を施行するに当
たり、次の事項について特段の配慮をすべきで
ある。

一 深刻な地域の雇用動向を迅速かつ的確に把
握し、国と地方が一体となって本法の適切な
つ機動的な運用を図ること。特に、地域指定
については、関係諸施策との連携に十分留意
しつつ、関係地方公共団体等の意見も十分尊
重して行うこと。また、各指定地域の対策に
ついては、労使関係者の意向が十分に反映さ
れるよう配慮すること。

二 地域における雇用の安定を図るため、地域
経済の活性化に努めるとともに、中小、下請
企業労働者対策が重要であることにかんが
み、各種援護措置が適切に活用されるよう努
めること。

三 円滑な職業転換を図るためには、地域にお
ける職業能力の開発が重要であることにかん
がみ、公共職業訓練施設の充実・強化、民間
各種職業訓練施設の積極的活用等職業能力開
発体制の整備を図ること。

四 公共事業への離職者の吸収に努めること。
五 地域雇用対策と業種雇用対策は、密接不可
分であることにかんがみ、本法の施行状況を
踏まえ、業種雇用対策の充実・強化の検討を
進めること。
六 各種助成金等については、その有効活用が

図られるよう努めること。

七 現下の厳しい雇用失業情勢に対処するた
め、本法の効果的な運用に努めるとともに、
さらに、中高年齢者の雇用対策、パートタイ
マー、派遣労働者の雇用安定対策、職業紹介
機能の充実等雇用対策全般にわたる一層の強
化を図ること。

八 本法の実効ある運営を確保するため、定員
増を含め行政体制の充実・強化を図ること。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

浜田卓二郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本動議のと
り本案に附帯決議を付することに決しました。
この際、平井労働大臣から発言を求められてお
りますので、これを許します。平井労働大臣。
○平井労働大臣 ただいま決議のありました附帯
決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし
まして、努力してまいります所存であります。

○堀内委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。
〔異議なしと認めます。〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堀内委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時十五分散会

地域雇用開発等促進法案 地域雇用開発等促進法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発計
画(第六条・第七条)

第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発
のための措置(第八条―第十一条)

第四章 特定雇用開発促進地域に係る地域雇用
開発及び失業の予防、再就職の促進等
のための措置(第十二条―第二十一条)

第五章 緊急雇用安定地域に係る失業の予防、
再就職の促進等のための措置(第二十二
条―第二十四条)

第六章 雑則(第二十五条―第二十八条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用開発促進地域、特定雇
用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に居住
する労働者等に関し、地域雇用開発のための措
置又は失業の予防、再就職の促進等のための特
別の措置を講じ、もつてこれらの者の職業及び
生活の安定に資することを目的とする。
(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地域雇用開発 求職者数に比し雇用機会が
不足している地域についてこの法律に定める
措置を講ずることにより、地域的な雇用構造
の改善を図ることをいう。

二 雇用開発促進地域 求職者が多数居住し、
かつ、求職者数に比し相当程度に雇用機会が
不足している地域であつて、当該地域内に居
住する求職者等に関し第三章に定める地域雇
用開発のための措置を講ずる必要があるもの
として政令で指定する地域をいう。

三 特定雇用開発促進地域 雇用開発促進地域
のうち、その地域内に所在する相当数の事業

所に関し産業構造又は国際経済環境の変化そ
の他の経済上の理由(漁業をめぐる国際環境
の変化を含む。)により事業規模若しくは事業
活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下
「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくさ
れ、これに伴い雇用に関する状況が著しく悪
化しており、又は悪化するおそれがあると認
められる地域であつて、当該地域内に居住す
る労働者、当該地域内に所在する事業所に雇
用されている労働者等に関し、第三章に定め
るもののほか、第四章に定める地域雇用開発
のための特別の措置及び失業の予防、再就職
の促進等のための措置を講ずる必要があるも
のとして政令で指定する地域をいう。

四 緊急雇用安定地域 その地域内に所在する
相当数の事業所に関し需要構造、国際経済環
境その他の経済的事象の著しい変化(漁業を
めぐる国際環境の急激な変化を含む。)により
事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴
い雇用に関する状況が急速に悪化しており、
又は悪化するおそれがあると認められる地域
(特定雇用開発促進地域に該当する地域を除
く。)であつて、緊急に、当該地域内に所在す
る事業所に雇用されている労働者等に関し、
第五章に定める失業の予防、再就職の促進等
のための措置を講ずる必要があるものとして
政令で指定する地域をいう。

五 雇用開発促進地域事業主 雇用開発促進地
域内に所在する事業所の事業主をいう。

六 特定雇用開発促進地域事業主 特定雇用開
発促進地域内に所在する事業所の事業主をい
う。

七 緊急雇用安定地域事業主 緊急雇用安定地
域内に所在する事業所の事業主をいう。

八 雇用開発促進地域求職者 雇用開発促進地
域内に居住する求職者をいう。

九 特定雇用開発促進地域離職者 次に掲げる
離職者(自己の責めに帰すべき重大な理由に
よつて雇用され、又は正当な理由がなく自己

の都合によつて退職した者を除く。であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの（労働省令で定める者を除く）をいう。

イ 特定雇用開発促進地域内に居住する離職者

ロ イに掲げる離職者以外の離職者で、特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されているもの

十 緊急雇用安定地域離職者 緊急雇用安定地域内に所在する事業所に雇用されていた離職者（自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く）であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの（労働省令で定める者を除く）をいう。

2 前項第二号又は第四号の規定による指定は、第三章又は第五章に定める措置を講ずべき期間を付してするものとする。

3 第一項第二号又は第四号の規定による指定をした場合において、前項の規定により付した期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

4 第一項第三号の規定による指定をしている場合における当該指定に係る特定雇用開発促進地域については、第四章に定める措置を講ずべき期間は、当該特定雇用開発促進地域をその地域の全部又は一部とする雇用開発促進地域について第二項の規定により付される期間（前項の規定により当該指定以後にその期間が延長されたときは、当該延長された期間）の満了する日までの期間とする。

5 緊急雇用安定地域に該当する地域について第一項第三号の規定による指定をしたときは、当該地域に係る同項第四号の規定による指定は、その効力を失うものとする。

6 労働大臣は、第一項第二号から第四号までの政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

7 労働大臣は、第一項第三号又は第四号の政令の制定又は改正の立案に当たつては、第四章又は第五章に定める措置と別に講ぜられる産業構造の転換又は中小企業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置との総合的かつ効果的な実施に資するように配慮するものとする。

（関係者の責務）

第三条 国は、雇用開発促進地域における求職者の発生状況、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に所在する事業所に關し行われる事業規模の縮小等の雇用及び影響その他これらの地域における雇用の動向に對し對処するため、これらの地域内に居住する求職者、これらの地域内に所在する事業所に雇用されている労働者等について、地域雇用開発の促進に必要な施策及び失業の予防、再就職の促進等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

第四条 地方公共団体は、前条の国の施策と相まつて、雇用開発促進地域における地域雇用開発の促進に必要な施策並びに特定雇用開発促進地域離職者及び緊急雇用安定地域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するように努めなければならない。

第五条 特定雇用開発促進地域事業主又は緊急雇用安定地域事業主は、特定雇用開発促進地域又は緊急雇用安定地域内に所在する事業所に關し事業規模の縮小等を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定雇用開発促進地域事業主及び当該特定雇用開発促進地域に係る事業主団体又は緊急雇用安定地域事業主及び当該緊急雇用安定地域に係る事業主団体は、当該特定雇用開発促進地域事業主又は当該緊急雇用安定地域事業主又は当該緊急雇用安定地域事業主の雇用する労働者の雇用の安定に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

第二章 地域雇用開発指針及び地域雇用開発指針

（地域雇用開発指針）

第六条 労働大臣は、雇用開発促進地域における地域雇用開発の促進に關する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとする。

2 地域雇用開発指針においては、国の雇用開発促進地域における地域雇用開発の促進に關する基本方針その他次条第一項の地域雇用開発計画の指針となるべき事項について定めるものとする。

3 労働大臣は、地域雇用開発指針を策定しようとするときは、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 労働大臣は、地域雇用開発指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地域雇用開発指針の変更について準用する。

（地域雇用開発計画）

第七条 都道府県は、その区域内の雇用開発促進地域ごとに、地域雇用開発の促進に關する計画（以下「地域雇用開発計画」という。）を策定することができる。

2 地域雇用開発計画においては、当該雇用開発促進地域について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 労働力の需給状況その他雇用の動向に關する事項
- 二 地域雇用開発の目標に關する事項
- 三 地域雇用開発を促進するための方策に關する事項
- 3 地域雇用開発計画は、職種、技能の程度その他当該雇用開発促進地域における労働力の質的側面を十分考慮するほか、地域雇用開発指針に即するものでなければならない。

4 都道府県知事は、地域雇用開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、当該雇用開発促進地域内の地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

5 都道府県は、地域雇用開発計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、地域雇用開発計画の変更について準用する。

第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第八条 政府は、地域雇用開発計画で定める当該雇用開発促進地域における地域雇用開発を促進するため、当該雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して雇用開発促進地域求職者を雇入れる事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用改善事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、雇用開発促進地域内に事業所を有する法人で、労働省令で定める基準に照らして当該事業所の行う事業が当該雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資すると認められるものについて、特別の措置を講ずるものとする。

（雇用促進事業団の行う施設の設置に關する特別の配慮）

第九条 雇用促進事業団は、雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されている労働者に關し、効果的な職業訓練の実施の促進及び職業生活上の環境の整備改善を図ることによつて、地域雇用開発計画で定める当該雇用開発促進地域における地域雇用開発に資するため、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第一項第一号の事業主その他のものの行う職業訓練の援助を実施するための施設で労働大臣が定めるもの及び同項第五号の福祉施設を設置するに当たつては、当該雇用開発促進地域について、特別の配慮をするものとする。

(職業訓練の実施)

第十条 国及び雇用促進事業団は、雇用開発促進地域求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

(職業紹介等の実施)

第十一条 公共職業安定所は、雇用開発促進地域求職者その他これに準ずる求職者の速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の開拓、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 特定雇用開発促進地域に係る地域雇用開発及び失業の予防、再就職の促進等のための措置

(地域雇用開発のための助成及び援助に関する特例)

第十二条 政府は、特定雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画で定める地域雇用開発を促進するため、当該特定雇用開発促進地域に係る第八条第一項の助成及び援助に関しては、当該特定雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して特定雇用開発促進地域離職者を雇い入れる事業主について、特別の措置を講ずるものとする。

(雇用促進事業団の行う職業訓練施設に係る資金の貸付け)

第十三条 雇用促進事業団は、特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇い入れられた労働者その他当該事業所に雇用されている労働者に対する職業訓練を実施するための職業訓練施設を設置し、又は整備する事業主に対して、雇用促進事業団法第十九条第三項に規定する業務として、必要な資金の貸付けを行うものとする。この場合において、その貸付けの条件について

は、特別の配慮をするものとする。

(失業の予防等のための助成及び援助)

第十四条 政府は、特定雇用開発促進地域内に所在する事業所で事業規模の縮小等を余儀なくされたものに雇用されている労働者又は特定雇用開発促進地域離職者に対し、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法第六十一条の二の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

(雇用の安定のための要請)

第十五条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域における雇用に關する状況の一層の悪化を防止するために特に必要があると認めるときは、当該特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に關する事業規模の縮小等(当該事業規模の縮小等に伴い、当該事業所において相当数の離職者が発生することが見込まれるものに限り)を行おうとする特定雇用開発促進地域事業主に対し、当該事業所に雇用されている労働者に関し、再就職の援助その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができる。

(特定雇用開発促進地域離職者に対する職業訓練に係る特別の措置)

第十六条 国及び雇用促進事業団は、特定雇用開発促進地域離職者の円滑な再就職を容易にするため、第十条に定める措置のほか、特定雇用開発促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

(特定雇用開発促進地域離職者に係る延長給付)

第十七条 特定雇用開発促進地域離職者であつて、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給

資格者(同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。第二十三條において同じ。)であるものに対する同法第二十三條の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「地域雇用開発等促進法第十七條に規定する受給資格者の再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは「政令で定める日数に三十日を加えた日数」とする。

第十八条 特定雇用開発促進地域離職者であつて、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三條ノ二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。第二十三條において同じ。)であるものに対する同法第三十三條ノ二ノ二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める日数」とあるのは「地域雇用開発等促進法第十八條ノ二規定スル基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは「政令で定める日数に三十日を加へタル日数」とする。

第十九条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域において計画実施される公共事業(国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)(次項において「国等」という。自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下この条において同じ。))について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特定雇用開発促進地域離職者の数との比率(以下こ

の条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において「公共事業の事業主体等」という。))は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定雇用開発促進地域離職者を雇い入れていなければならない。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の特定雇用開発促進地域離職者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている公共事業への特定雇用開発促進地域離職者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第二十條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十二條の規定は、特定雇用開発促進地域である地域については、適用しない。

2 特定雇用開発促進地域が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二條第四項に規定する特定地域である場合における前條の規定の適用については、同条第一項中「特定雇用開発促進地域離職者」とあるのは、「特定雇用開発促進地域離職者(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二條第二項に規定する中高年齢失業者等を含む。以下この条において同じ。))とする。

(広域職業紹介活動の命令)

第二十一條 労働大臣は、特定雇用開発促進地域のうち、その地域における雇用に關する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域については、求職者が他の地域に

において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事及び公共職業安定所長に対し、当該計画に基づいて広範囲の地域にわたる職業紹介活動を行うことを命ずることができる。

第五章 緊急雇用安定地域に係る失業の予防、再就職の促進等のための措置

(失業の予防等のための助成及び援助)

第二十二條 政府は、緊急雇用安定地域内に所在する事業所で事業規模の縮小等を余儀なくされているものに雇用されている労働者又は緊急雇用安定地域離職者に、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法第六十一條の二の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

(延長給付に関する特別の配慮)

第二十三條 政府は、緊急雇用安定地域離職者の職業及び生活の安定に資するため、雇用保険法第二十三條及び船員保険法第三十三條ノ十二ノ二の規定の運用に当たっては、緊急雇用安定地域離職者であつて、雇用保険法第十五條第一項に規定する受給資格者又は船員保険法第三十三條ノ三第一項の規定に該当する者であるものについて、特別の配慮をするものとする。

(準用)

第二十四條 第十條及び第十一條の規定は、緊急雇用安定地域離職者について準用する。

第六章 雑則

(中央職業安定審議会への諮問等)

第二十五條 労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に應ずるほか、必要に応じ、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域内に居住する労働者等に係る地域雇用開発のための措置及び失業の予防、再就職の促進等のための

措置に関し、関係行政庁に建議することができる。

(船員とならうとする者に関する特別)

第二十六條 その地域内に居住する求職者のうち、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十號)第六條第一項に規定する船員(以下「船員」という。)とならうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に対する第二條第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣及び労働大臣」とする。

2 船員とならうとする者に関しては、第二條第一項第九号及び第十号中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第六條第一項並びに第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十一條(第二十四條において準用する場合を含む。)中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(海運監理部を含む。）」とする。

3 船員に関しては、第十五條中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣」とする。

(指定期間の満了に伴う経過措置)

第二十七條 前三章に定める措置に関しては、労働省令(第十條及び第十一條第二十四條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に定める措置で船員とならうとする者に係るものにあつては運輸省令、第十八條及び第二十三條(船員保険法第三十三條ノ十二ノ二の規定に係る部分に限る。)に定める措置にあつては厚生省令(同条第三項の規定によりその期間が延長されたときは、当該延長された期間)若しくは同条第四項の規定による期間の満了又は同条第五項の規定による指定の失効に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(権限の委任)

第二十八條 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部

を公共職業安定所長に委任することができる。

2 この法律に定める運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長(海運監理部長を含む。)に委任することができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(地域的な雇用構造の改善を図るための雇用改善事業の実施の対象とされている地域に係る暫定措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に雇用保険法第六十二條第一項第二号の規定に基づき市町村その他の関係者の協力を得て雇用機会を増大させる必要がある地域として労働大臣が指定する地域に該当していた地域で、施行日に雇用開発促進地域に該当しないこととなつたもののうち、当該地域における雇用の動向その他の事情を考慮して当該地域内に居住する求職者等に関し第三章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域については、昭和六十七年三月三十一日までの間、雇用開発促進地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、当該地域について第二條第一項第二号の規定による指定をした後においては、この限りでない。

2 前項の場合においては、同項に規定する期間を第二條第二項の規定により付された期間とみなして、第二十七條の規定を準用する。

(広域職業紹介活動の命令に関する暫定措置)

第三條 施行日の前日に附則第九條の規定による改正前の職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一號)第十九條の二の規定により発せられていた広範囲の地域にわたる職業紹介活動に関する労働大臣の命令に係る地域に該当していた地域で、施行日に特定雇用開発促進地域に該当しないこととなつたもののうち、施行日以降引き

続き求職者数に比し著しく雇用機会が不足している地域については、当分の間、特定雇用開発促進地域とみなして、第二十一條の規定を適用する。

(政令への委任)

第四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第五條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九號)の一部を次のように改正する。

題名中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者」を「特定不況業種関係労働者」に改める。
目次中「雇用の安定に関する計画等」を「雇用の安定に関する計画及び再就職援助等計画」に、
「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

第一條中「事業分野及び特定不況地域」を「事業分野」に改め、「及び特定不況地域内に所在する事業所」を削る。

第二條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「第三号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同条第二項及び第三項中「又は第二号」を削り、同条第五項及び第六項を削る。
第三條第一項中「又は特定不況地域事業主及び「又は特定不況地域内に所在する事業所」を削り、同条第二項中「又は特定不況地域事業主及び当該特定不況地域に係る事業主団体」を削り、「又は特定不況地域事業主の雇用する」を「雇用する」に改める。

第四條第一項中「及び特定不況地域内に所在する事業所」及び「又は特定不況地域」を削り、「これらの」を「当該」に、「特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者」を「及び特定不況業種離職者」に改め、同条第二項中「及び特定不況地域離職者」を削る。

「第二章 雇用の安定に関する計画等」を「第二章 雇用の安定に関する計画及び再就職援助等計画」に改める。

第五條第一項中「及び特定不況地域内に所在する事業所」及び「又は地域」を削り、同条第二項中「業種に係る計画にあつては」及び「地域に係る計画にあつては当該地域を管轄する都道府県知事の」を削り、同条第三項中「又は特定不況地域」及び「又は当該特定不況地域」を削る。

第八條を次のように改める。

（雇用保険法の一部改正）

第六條 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第九條の見出しを削り、同条第一項中「若しくは特定不況地域内に所在する事業所を削り、特定不況業種離職者又は特定不況地域離職者」を「又は特定不況業種離職者」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條第一項及び第十二條中「及び特定不況地域離職者」を削る。

第十九條の前の見出し中「及び特定不況地域離職者」を削り、同条及び第二十條中「又は特定不況地域離職者」を削り、「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

第二十一條中「次条において同じ。」及び「次条において「公共事業の事業主体等」という。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二條の規定の適用については、同条第一項中「中高年齢失業者等の就職」とあるのは、「中高年齢失業者等（特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第十七條第一項の手帳所持者を含む。以下同じ。）の就職」とする。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

第二十二條及び第二十三條 削除

第二十四條第二項中「及び特定不況地域内に

所在する事業所」を削る。

第二十五條を削り、第二十六條中「第十一條及び第十二條に定める措置で船員とならうとする者に係るものにあつては運輸省令」を削り、「厚生省令」を「厚生省令」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十七條第二項を削り、同条を第二十六條とする。

（雇用保険法の一部改正）

第六條 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項第一号イ中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「第二條第一項第五号」を「第二條第一項第三号」に改め、「又は同項第六号に規定する特定不況地域離職者」を削り、同号ニ中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第 号）第二條第一項第九号に規定する特定雇用開発促進地域離職者

第二十五條第一項中「職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第十九條の二」を「地域雇用開発等促進法第二十一條」に改める。

第三十二條第一項第四号中「職業安定法」の下に「（昭和二十二年法律第四十一号）」を加える。

附則第八條第二項中「職業安定法第十九條の二」を「地域雇用開発等促進法第二十一條」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第七條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十三條ノ十二ノ三第一項第一号イ中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、

「第二條第一項第五号」を「第二條第一項第三号」に改め、「又は同項第六号に規定スル特定不況地域離職者」を削り、同号ニ中「イ乃至ハ」を「イ乃至ニ」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第 号）第二條第一項第九号に規定スル特定雇用開発促進地域離職者

（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法、雇用保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第八條 附則第五條の規定による改正前の特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（以下この条において「旧特定不況業種・特定不況地域法」という。）の規定（特定不況地域に係る部分に限る。）は、施行日の前日に旧特定不況業種・特定不況地域法第二條第一項第二号に規定する特定不況地域に該当していた地域であつて、施行日に特定雇用開発促進地域に該当しないこととなつたものについては、昭和六十三年六月三十日（政令で定める）地域にあつては、同日前の日であつて政令で定める日までの間、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に附則第六條の規定による改正前の雇用保険法（以下この条において「旧雇用保険法」という。）第二十二條の二の規定による基本手当の支給又は前条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）第三十三條ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給（以下この条において「旧個別延長給付」という。）を受けることができる者であつて、旧特定不況業種・特定不況地域法第二條第一項第六号に規定する特定不況地域に離職者であるものは、附則第六條の規定による改正後の雇用保険法（以下この条において「新雇用保険法」という。）第二十二條の二の規定による基本手当の支給又は前条の規定による改正後の船員保険法（以下この条において「新船員保険法」という。）第三十三條ノ十二ノ三の規定によ

る失業保険金の支給（以下この項において「新個別延長給付」という。）を受けることができる者とみなす。この場合において、新個別延長給付を受けることができる日数は、新雇用保険法第二十二條の二第二項又は新船員保険法第三十三條ノ十二ノ三第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧雇用保険法第二十二條の二第二項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数又は旧船員保険法第三十三條ノ十二ノ三第二項各号に掲げる失業保険金の支給を受けるべき者の区分に応じ当該各号に定める日数

二 施行日前において旧個別延長給付を受けた日数に、施行日以後において第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧個別延長給付を受けた日数を加えた日数

三 前項に定めるもののほか、施行日以後に第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定不況業種・特定不況地域法第二條第一項第六号に規定する特定不況地域離職者に該当することとなる者は、特定雇用開発促進地域離職者とみなして、新雇用保険法第二十二條の二及び新船員保険法第三十三條ノ十二ノ三の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に旧特定不況業種・特定不況地域法第十九條又は第二十條において読み替へて適用する旧雇用保険法第二十三條第二項又は旧船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付（以下この条において「旧特例個別延長給付」という。）を受けることができる者は、第十七條又は第十八條において読み替へて適用する新雇用保険法第二十三條第二項又は新船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付（以下この項において「新特例個別延長給付」という。）を受けることができる者とみなす。この場合において、新

特例個別延長給付を受けることができる日数は、第十七条又は第十八条の規定にかかわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧特定不況業種・特定不況地域法第十九条において読み替えて適用する旧雇用保険法第二十三条第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数又は旧特定不況業種・特定不況地域法第二十条において読み替えて適用する旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数

5

施行日前において旧雇用保険法第二十五条第一項の規定による指定がされた地域について、施行日に新雇用保険法第二十五条第一項の規定による指定がされた場合においては、この法律の施行の際現に当該地域に係る旧雇用保険法第二十五条第一項の措置に基づく基本手当の支給（以下「旧広域延長給付」という。）を受けることができる者は、新雇用保険法第二十五条第一項の措置に基づく基本手当の支給（以下「新広域延長給付」という。）を受けることができる。

一 旧雇用保険法第二十五条第一項の政令で定める日数

二 施行日前において旧広域延長給付を受けた日数に、施行日以後において次項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧広域延長給付を受けた日数を加えた日数

6 施行日前の期間に係る旧個別延長給付、旧特例個別延長給付及び旧広域延長給付については、なお従前の例による。

7 第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定不況業種・特定不況地域法（以下この項において「旧法」という。）第三章及び第四章に定める措置に関しては、労働省令（旧法第十二条及び第十三条に定める措置で船員となろうとする者に係るものにあつては運輸省令、旧法第二十条に定める措置にあっては厚生省令）で、第一項に規定する期間の満了に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第九條 職業安定法の一部を次のように改正す

第十九条第三項及び第四項を削る。

第十九条の二を次のように改める。

（広域職業紹介）

第十九条の二 公共職業安定所は、その管轄区域内において、求職者にその希望及び能力に適合する職業を紹介することができるものとす。又は求人者の希望する求職者若しくは求人数を充足することができないときは、広範囲の地域にわたる職業紹介活動をするものとする。

前項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動は、できる限り近隣の公共職業安定所が相互に協力して行うように努めなければならない。

第一項の広範囲の地域にわたる職業紹介活動に関し必要な事項は、命令で定める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十一「中特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改め、同表第二十号

の十三の次に次の一号を加える。

二十の十四 地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第 号）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第十一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八條を削り、附則第七條の二を附則第八條とする。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第十二条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第三項中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二十二條」を「地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第 号）第十九條」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十三条 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

（労働者設置法の一部改正）

第十四条 労働者設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十三號を同條第四十二號の二とし、同號の次に次の一号を加える。

四十三 地域雇用開発指針の策定に関するこ

と。

第四條第五十一號中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、及び日本国有鉄道退

職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第九十一号）を「日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第九十一号）及び地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第 号）に改める。

第五條第五十一號の次に次の一号を加える。

五十一の二 地域雇用開発等促進法に基づいて、地域雇用開発指針を策定すること。

第十條第一項中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、及び日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法を「日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法及び地域雇用開発等促進法」に改める。

理由

最近における地域別の雇用失業情勢にかんがみ、求職者が多数居住し、かつ、雇用機会が相当程度不足している地域における雇用機会の増大のための措置を講じて地域的な雇用構造の改善を図るとともに、産業構造又は国際経済環境の変化その他の経済上の理由等により雇用に関する状況が悪化しており、又は悪化するおそれがある地域内に居住する労働者等に関し失業の予防、再就職の促進等のための措置を講じ、もつてこれらの地域に居住する労働者等の職業及び生活の安定に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。